

令和 8 年度県予算編成並びに 施策に関する要望

令和 7 年 10 月

埼玉県町村会

要 望 事 項

◎ 町村共通事項

1	災害対策について	1
2	町村自治の確立について	4
3	町村財政の充実強化について	6
4	地方創生の推進について	9
5	市町村総合助成制度の充実について	10
6	医療保険制度の安定運営について	11
7	介護保険対策について	13
8	少子化対策及びこども・子育て政策の推進について	14
9	保健医療対策について	17
10	障害福祉サービス等国庫負担金の返還について	20
11	地域公共交通の確保・充実について	21
12	安全・安心に暮らせるまちづくりについて	22
13	農林業対策について	24
14	社会資本整備への支援について	29
15	上下水道対策について	31
16	教育・文化の振興について	33
17	道路整備の促進について	38
18	企業誘致の促進について	40
19	D Xの推進について	42

◎ 郡・町村個別事項

【北足立郡】

伊奈町	44
-----------	----

【入間郡】

三芳町	44
毛呂山町	46
越生町	47

【比企郡】

滑川町	47
嵐山町	48
小川町	49
川島町	50
吉見町	50
鳩山町	51
東秩父村	51

【秩父郡】

秩父郡町村会	52
横瀬町	54
皆野町	54
長瀬町	55
小鹿野町	55

【児玉郡】

児玉郡町村会	56
美里町	57
神川町	58
上里町	59

【大里郡】

寄居町	60
-----------	----

【南埼玉郡・北葛飾郡】

宮代町	61
杉戸町	62
松伏町	62

町 村 共 通 事 項

1 災害対策について

近年頻発する記録的な豪雨・大型台風により、河川の氾濫による大規模な浸水、土砂崩れや、道路・橋梁等交通インフラの寸断、倒木による大規模停電等、被害が甚大化しています。また、東日本大震災以降も大規模地震が発生し、各地に甚大な被害をもたらしています。

県内においても、毎年のように台風や豪雨により大きな災害に見舞われ続けており、災害対策は本県が今まさに直面している喫緊の課題です。

このような災害に立ち向かい、被災町村が早期に復旧・復興し、また、今後も確実に発生する記録的な豪雨・大型台風に対し住民や地域の安全を確保していくために、次のとおり要望します。

(1) 河川の管理について

河川の整備に当たっては、抜本的な治水安全度の向上に寄与するよう河川敷内の土砂等の浚渫や砂防・治山事業による未整備箇所の整備及び護岸整備、越水・溢水対策について計画的に実施するとともに、住宅地に近接する護岸の損傷や土砂の堆積箇所等、防災上重大な危険が認められる地点について、早急に対応すること。

また、重要水防箇所に位置づけられている箇所の計画堤防高への改修を早期に実施するとともに、流下能力の低下や堤の決壊を引き起こすおそれのある高木等の伐採を行うこと。

(2) 災害時施設の整備について

災害時に避難所として使用される体育館等における耐震化、空調設備の設置、非常用電源の整備や、災害対応の中核的役割を担う役場庁舎の建替え・耐震化に対する財政支援を強化すること。

(3) 災害廃棄物（がれき）処理体制について

災害発生時に不可避的に生じる災害廃棄物の処理については、各町村は協定を締結し、市町村間で連携して処理を行う等対応をしているが、大規模災害等、町村ごとの個別の協定では対応できない場合には、広域的な対応が必要となるため、県が主体となって広域的な災害廃棄物の処理を可能とする体制を構築するとともに、被災町村の負担とならないよう、国に対し財政措置を講じるよう要望すること。

(4) 盛土や太陽光発電施設の設置等における許可規制について

防災上懸念のある盛土等の許可については、対象地の属する町村の意見を十分に反映するとともに、許可後も定期的に状況を監視すること。また、災害等の懸念が明らかになった場合には、速やかに許可の取消や除却命令等必要な措置を行うよう対応を強化すること。

また、太陽光発電施設は、景観破壊や災害の危険性、設置工事時や稼働後の騒音等、住民が懸念する点が多い施設であるにも関わらず、設置自体を直接規制する法令がないことから、設置自体についても町村の意見を斟酌した規制が行われるよう国に対し関係法令の整備を求めるとともに、県においても条例による規制を行うこと。

(5) 国土強靭化計画に基づく近隣自治体間の連携強化について

広範な地域に被害を及ぼす大規模災害対応への実効性を担保するため、広域的な観点から計画的かつ効果的に地域の国土強靭化施策を推進・促進するよう、市町村の計画策定・実現につき支援するとともに、県と市町村での連携強化を図ること。

(6) 局地的豪雨災害等に対する対策の強化について

気象庁においては、線状降水帯による大雨の発生が半日後に予測された場合、これまでよりも範囲を絞り込み、府県単位で発表する運用が令和6年5月から開始された。

しかしながら、頻発する短時間かつ局地的な豪雨災害に対処するため、国及び県において防災上重要な情報を速やかに提供できる体制を確立するとともに、局地的激甚災害指定基準の更なる弾力化や激甚災害指定にかかる期間の短縮など、激甚災害法の見直しを行うこと。

また、内水氾濫による被害を軽減するため、雨水排水対策事業や調整池の整備等に対する財政措置を行うよう国に要望するとともに、県においても独自の財政支援を講じる等流域治水事業の更なる推進を図ること。

(7) 緊急自然災害防止対策事業債の事業期間延長について

河川管理において、近年では台風に限らず、局所的集中豪雨が多発し、溢水等により被災の危険性が高くなっている。

このような状況の中、河川の護岸整備や改修を進め、流域治水対策に資する緊急自然災害防止対策事業債は、自治体の防災・減災対策の重要な財源となっている。

しかしながら、本起債事業は令和7年度までの時限措置となっていること、河川整備工事の完成には設計から工事完成まで長期となることから、現在の事業期間では効果的な防災・減災対策を行うにあたり十分ではない。

については、近年の気候変動等に伴う豪雨への緊急対策として、管理河川の防災インフラ整備を進め、住民の安全・安心を確保するため、緊急自然災害防止対策事業債の事業期間延長について国に要望するとともに、県においても独自の支援を講じること。

2 町村自治の確立について

住民に身近な行政は、町村が自主的かつ総合的に広く担うようになるとともに、魅力あふれる地域を創るために、町村が自らの発想で特色を持った地域づくりができるようになるための仕組みにしなければなりません。

つきましては、町村がこれまで果たしてきた役割を十分に認識し、分権型社会を構築するため、次の事項について国に要望するとともに、県においても更に推進するよう要望します。

- ア 国と地方の役割分担を一層明確化するとともに、権限の移譲及び規制緩和を推進すること。
- イ 義務付け・枠付けの廃止・縮小、「従うべき基準」の参酌すべき基準化及び条例制定権を拡大すること。その際、町村が条例化に向けて検討が行えるよう適切な情報提供を行うこと。
- ウ 国が制度の創設・拡充を行うに当たっては、計画等の策定を求める法令の規定や通知等を新設しないとする原則を遵守するとともに、専任職員の配置等について一律に義務付けることは避け、町村の裁量の確保に十分配慮すること。
また、既存の計画の統廃合や経由事務の見直しにより、町村の事務負担軽減に資する具体的な取組を進めること。
- エ さらに、町村に対する調査・照会業務については、調査の緊急性、必要性や調査内容の重複等を精査し、廃止、統合を含めた必要な見直しを行うとともに、調査・照会（一斉調査）システムについては、町村の意見を踏まえた仕様の改善を行うこと。
- オ 地方分権改革における「提案募集方式」について、地方からの提案を可能な限り実現すること。
- カ 都道府県から町村への権限移譲については、それぞれの都道府県と町村の自主性に委ねること。
- カ 移譲等の対象となる事務・権限については、財源不足が生じないよう、人件費を含め必要総額を確保するとともに、支援を行うこと。

キ 地方自治法に規定された「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と普通地方公共団体との関係等の特例」における国による普通地方公共団体への指示については、地方自治の本旨に則り、あくまで想定外の事態に対応する補充的なものとし、安易な行使は絶対に行わないこと。

また、行使される状況にあっても、地方と協議の上、現場の実情を適切に踏まえた措置とし、その範囲は必要最小限にするとともに、国の責任において財政措置を行うこと。

ク 市町村合併は本来自主的に行われるものであり、強制しないこと。

ケ 広域連携は本来自主的に行うべきものであり、強制しないこと。

また、圏域における行政体制のあり方については、町村の意見を十分に尊重すること。

コ 町村の事務負担が大きい期日前投票所の開設について、開設期間や開設時間の短縮等、地域の実情に応じた弾力的な運用を可能とするよう検討を開始すること。この検討に当たっては、投票期間等の短縮が有権者の投票の機会に与える影響を調査するとともに、ＩＣＴを活用した投票や市町村共同での期日前投票所の開設等、短縮の影響を最小限とする代替案についても検討を加えること。

サ 地域手当については、支給地域について都道府県単位を基本とすることとされたが、地域によってはなお近隣市町村間で支給割合に差が生じているほか、東京都との格差は非常に大きく、市町村における人材確保がより困難を極めるとともに、離職者の増加が懸念されるなど更なる支障が生じ得るものである。

また、昨今の市町村における人材不足は、公共サービスの質の低下や長時間労働等につながる大きな原因にもなっている。さらに、民間においても都道府県ごとの最低賃金格差が労働者流失の原因となっており、公務員の地域手当は市町村レベルで格差を広げている状況である。

県においては、地域の実情や町村の意見等を十分に踏まえ、国に対して再度検討するよう要望すること。

シ 道州制は導入しないこと。

3 町村財政の充実強化について

町村では、超少子高齢化・人口減少の対策と地方創生が喫緊の課題であり、国、地方を挙げてこれらの課題に積極的に取り組んでいるところですが、地域の特徴を活かした持続可能な社会づくりを行うためには、地方創生の取組を更に推進していく必要があります。

他方、こども・子育て政策や防災・減災対策、公共施設等の長寿命化、脱炭素化など、取組むべき課題が山積している町村では厳しい財政運営を強いられています。町村が、自主性・自立性を発揮して、地方創生を積極的に進めていくとともに、地域の実情に応じた様々な行政サービスを着実に実施していくためには、偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築や地方交付税の安定的確保等により、地方の自主財源を拡充し、町村の財政基盤を強化することが不可欠です。

つきましては、次の事項について国に働きかけるよう要望します。

(1) 町村税源の充実強化について

地方税は、地方自主財源の根幹をなし、地域の自主性及び自立性の向上を担保するものであることに鑑み、次により、その充実強化を図ること。

ア 国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率における大きな乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直すこと。

イ 地方税は地域偏在性の少ない税目構成とし、地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成とすること。

ウ 固定資産税の各種減免施策は、町村財政を支える基幹税目として町村の行政サービスに使われるべき財源を国の経済対策に用いることに等しいことから、これを行わないこと。

エ ゴルフ場利用税（交付金）は、税収の7割がゴルフ場所在町村に交付され、特に財源に乏しく山林原野の多い町村において極めて貴重な財源となっている。所在町村においては、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策、農業・水質調査等の環境対策、消防・救急等、所在町村特有の行政需要に対応するとともに、地域振興を図る上でも不可欠な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

オ ふるさと納税制度については、本来の制度趣旨に鑑み、自治体間の過当な競争が生じないよう対応すること。併せて、ふるさと納税制度による減収分の補填については、交付税とは別枠で交付すること。

（2）地方交付税の充実強化について

超少子高齢化・人口減少への的確に対応するとともに、地方創生のため、町村が自主性・自立性を発揮し、様々な施策を着実に実施していくためには、継続的に安定した自主財源の確保が必要であり、特に地方交付税総額の安定的確保が不可欠であることに鑑み、次により、その充実強化を図ること。

ア 地方交付税率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。また「新しい地方経済・生活環境創生事業費」や「地域社会再生事業費」を拡充・継続するなど、地方交付税等の一般財源総額を確実に確保すること。

イ 「地方創生推進費」に係る地方交付税の算定に当たっては、条件不利地域や財政力の弱い町村において、人口減少の克服・地方創生の目的を達成するためには、長期にわたる取組が必要であることを十分考慮すること。

ウ 税源が乏しく財政基盤の脆弱な町村において、地方交付税の有する「自治体間の財源の不均衡を調整する財源調整機能」と「どの地域に住む住民にも一定の行政サービスが提供できる財源保障機能」は、不可欠であるので、これを堅持すること。

エ 町村が安定的に行政サービスを提供できる体制を維持するため、地方公務員の定年引上げ期間中についても、地域の実情を考慮した弾力的な運用を基本とするとともに、新規採用職員の継続的な確保及びこれに伴う雇用機会の提供が図られるよう、必要な地方財政措置を講じること。

オ いわゆる「ガソリン税の暫定税率」の廃止や所得税の基礎控除額の引上げ等の検討においては、地方の担う行政サービスに支障を来すことがないよう、国の責任において代替となる財源を確保すること。

(3) 森林環境譲与税の見直しについて

森林環境譲与税は、令和元年度からの譲与開始以降、間伐等の森林整備や木材利用・普及啓発等に活用されているが、森林・山村地域に属する町村においては、所有者不明や境界未確定森林の存在、再造林におけるシカ被害対策、担い手の不足等、山積する諸課題に対応していくため、更なる財源の確保が不可欠であることから、次により、一層の見直しを図ること。

- ア 森林環境譲与税の譲与基準については、森林整備等を着実に進め、山村地域等の再生に一層取り組むことができるよう、対象となる森林や森林面積割合の更なる見直しを検討すること。
- イ 市町村の取組を支援する立場の都道府県に対し、森林環境譲与税の配分に係る裁量を一定程度与えること。
- ウ 森林の有する公益的機能の維持増進が広く国民の利益に資することを踏まえ、森林環境譲与税の意義を適切に周知し、特に都市部に居住する住民の理解を得るよう努めること。

4 地方創生の推進について

「地方創生」が開始されてから10年が経過し、様々な地域活性化策などの取組が進んだところもありますが、農山村地域を多く抱える町村では、人口減少が避けられず、地域の担い手不足など多くの問題が生じています。文化・伝統の継承、食料の供給、国土保全、脱炭素社会の構築のために重要な役割を持つ農山村地域を守るために、都市と共に創しながら持続可能で住み続けられる地域づくりを進めることが必要です。

つきましては、次の事項について国に要望するとともに、県においても更に推進するよう要望します。

ア 新しい地方経済・生活環境創生交付金については、町村が総合戦略に基づいた目標達成のため、新たな発想や創意工夫を活かした事業に柔軟かつ積極的に取り組んでいくよう、できる限り対象事業となる要件を緩和するなど、自由度の高い交付金とするとともに、その規模も拡充すること。

イ 誰一人取り残さないデジタル社会の実現に当たっては、都市部に比して住民の高齢化が進行し財政規模も小さい町村に対する財政支援や人的・技術的支援を拡充すること。

ウ 補助金や交付金の申請手続の簡素化や様式の統一化を更に推進し、町村の事務負担の軽減を図ること。

エ 都市から地方への移住・交流の推進、多様な地域資源とデジタル技術等を活用したイノベーションの推進、起業支援等、ヒト・モノ・カネ・情報の対流を促進し、地域内での経済循環が促進されるよう、町村を積極的に支援すること。

また町村では、都市からの移住の促進に力を入れて取り組んでいるところであり、情報提供を含め、その支援を拡充すること。また、農林業の担い手確保策、地元産業の事業承継対策や地方における起業支援策などを積極的に推進すること。

オ 地域おこし協力隊制度については、必要な財政支援を拡充・継続するとともに、退任後の起業支援や地域の伝統産業の事業承継の支援などを拡充すること。

また、地域協力活動が必要とされる地域に行きわたるよう、地域要件の緩和について検討を進めるほか、地域活性化起業人や企業版ふるさと納税(人材派遣型)など外部人材活用の支援についても拡充を図ること。

5 市町村総合助成制度の充実について

「ふるさと創造資金」は、住民に最も身近な市町村が活力に満ちた魅力ある地域づくりに主体的に取り組む上で、コミュニティ・観光・駅施設や市町村道の整備の促進、治水対策はじめ、防犯活動の推進・青少年の育成・協働の地域づくり等に有効かつ計画的に活用されているところです。

また「ふるさと創造貸付金」はふるさと創造資金との連携により安全・安心で豊かなまちづくりを推進する上で極めて有効に活用されています。

つきましては、町村支援と地方創生の後押しを図られるよう、十分な予算の確保を強く要望するとともに、より幅広い事業に活用するための補助メニューの追加や採択条件を緩和した制度の充実を要望します。

6 医療保険制度の安定運営について

(1) 国民健康保険制度について

医療保険制度における持続可能性の確保が求められる中、とりわけ、国民健康保険は、他制度に比べ、年齢構成が高く医療費水準が高いほか、保険税負担が重いなどの構造的な課題を抱えながらも、国民皆保険制度の最後の砦としての役割を果たしていかなくてはなりません。

町村が、国民健康保険を将来にわたり持続的、安定的に運営できるよう、次の事項について国に要望するとともに、県においても更に推進するよう要望します。

- ア 国民皆保険制度を堅持するためには、負担と給付の公平が不可欠であり、都道府県を軸として保険者の再編・統合を推進し、公的医療保険を全ての国民に共通する制度として一本化すること。
- イ 普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能については、引き続き堅持すること。
- ウ 特別調整交付金（結核・精神病分）について、試算が困難なため申請を見送っている。今後の活用に向け、県による申請支援体制の整備、民間委託の検討、費用補助の創設をすること。
- エ 県と町村との役割分担や各種制度の見直し等により、システムの更改が必要となる場合には、準備期間に十分配慮し、そのための経費について、国の責任で全額措置すること。また、次期システム更改及び標準システムへの移行に当たっては、町村に追加的な財政負担が生じることのないよう、国の責任において必要な財政措置を講じること。
- オ 国民健康保険財政が抱える構造的な問題の解決を図るために、国は速やかに定率負担割合の引上げを講じること。
- カ こどもに係る均等割保険料（税）の軽減措置については、国の負担割合を引き上げるとともに、対象範囲を拡大すること。
- キ 令和8年度から開始される子ども・子育て支援金の徴収・納付については、新たに発生する事務及びシステム改修に対し、確実に財政支援を行うこと。また、国の責任において国民に対し丁寧な説明及び周知を図ること。

(2) 国民健康保険税の統一化について

厚生労働省は、「保険料水準統一加速化プラン」を策定し、保険税水準統一の更なる推進を呼びかけており、県においても「埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）」により、令和9年度には市町村標準保険税率どおりの税率を設定するよう市町村に求めています。

しかしながら、昨今の物価の高騰に伴う家計負担の増加に加え、国民健康保険税率の更なる上昇は、被保険者の生活を脅かすものであり、住民の理解が得られるものではありません。県内の自治体においても、法定外繰入金の削減・解消や保険税水準の統一に向け、税率（額）の見直しに取り組んでいるところですが、被用者保険との負担感の相違や住民生活への影響を踏まえると、度重なる保険税の改定は難しい状況です。

国民健康保険法第1条にあるように、国保は社会保障制度の一環であり、国民健康保険制度の安定的な運営のために、国・県・市町村は一体となって国保を支える必要があります。

つきましては、税率改正のみに重きを置くのではなく、所得の少ない世帯や生活状況に配慮するとともに、国保財政の健全化に向け県全体の課題と捉え、あらゆる施策を検討すること、また、引き続き国に対して財政支援の拡充を働きかけるよう要望します。

(3) マイナンバーカードの保険証利用について

マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行により、現在の健康保険証が使用できなくなりますが、住民が混乱なく安心して保険診療を受けることができるよう、国の責任において国民及び医療機関等に対し丁寧な説明及び周知を図るとともに、守られるべき保険診療の機会が損なわれることのないよう、十分な対策の実施を国に対し働きかけるよう要望します。

7 介護保険対策について

我が国全体が長期にわたる人口減少社会となり、一層の高齢化が進行する中で、どの地域に住んでいても利用者が安心してサービスを継続して受けられるよう、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムをより一層推進することが重要です。

そのような中、高齢化率が高い町村においては、介護人材の育成・確保やニーズに応じたサービスの提供等、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営を図ることが喫緊の課題となっています。

つきましては、次の事項について国に要望するとともに、県においても更に推進するよう要望します。

(1) 介護保険財政の国負担の見直しについて

介護保険制度の財源構成は、公費50%、保険料50%で賄われ運営されているが、高齢化の進行等により介護給付費が増加し、被保険者の保険料負担がますます増大していくことは避けられない状況にあることから、公費負担を引き上げるなど、被保険者の保険料負担の軽減を図ること。

また、調整交付金については別枠とするとともに、将来にわたって安定した介護保険財政が維持できるよう保険料と国・地方の負担の在り方も含め、必要な制度の改善を図ること。

(2) 都道府県単位の広域化の推進について

高齢化の進展及び人口の減少等により、保険料やサービスの供給に地域格差が生じていることから、公平、公正かつ、効果的な制度運営のため、都道府県単位の広域連合組織等での運営を推進すること。

(3) 介護人材の確保について

超少子高齢化の進展に伴う介護ニーズの増加に対応するため、介護人材の確保に関する広域的な取組や職員の養成に対し十分な支援を講じること。また、介護職員の更なる処遇改善を進めるとともに、介護支援専門員についても処遇改善加算の対象とすること。

あわせて、介護支援専門員等の人材不足に対応するため、更新制度や更新研修の見直し、更新にかかる費用の補助、また新規資格取得希望者への支援など、人材を確保するための制度改正や幅広い支援を講じること。

8 少子化対策及びこども・子育て政策の推進について

我が国の少子化は深刻さを増し、2030年代に入るまでの数年は少子化傾向を反転させるラストチャンスと言われており、少子化の問題は一刻の猶予も許されない重要な課題です。

本年も、こども大綱に基づく幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示したアクションプランである「こどもまんなか実行計画2025」が策定され、こども家庭庁のリーダーシップのもと、すべてのこども・若者が心身の状況や環境に関わらず、ウェルビーイングな生活を送れる「こどもまんなか社会」の実現を目指し推進しているところです。また、県においても「こどもまんなか社会」の実現に向けた取り組みが示されている一方、町村でも予算を拡充し、様々な施策に取り組んでおりますが、厳しい財政状況下にある町村だけでは急速な少子化に対応し続けることは困難です。

つきましては、喫緊の課題である少子化対策及びこども・子育て政策を推進するため、次の事項について国に要望するとともに、県においても更に推進するよう要望します。

(1) こども・子育て支援について

市町村の財政力等によって地域間格差が生じることなく、全ての市町村が積極的にこども・子育て支援に取り組むことができるよう、国の責任において制度の拡充・見直しを行うとともに、仮に地方負担が生じる場合に税財源の確保を行うこと。

(2) 地域の少子化対策への財政支援について

次元の異なる少子化対策の実効性を高めるために、地域の若い世代や支援関係者のニーズを十分に踏まえ、様々な施策を総動員して地方の判断で総合的な少子化対策を展開できる自由度の高い交付金を創設すること。また、地域少子化対策重点推進交付金は、町村が結婚支援などの少子化対策を継続・強化して実施できるよう拡充と運用の弾力化を継続すること。

(3) 地域子育て支援拠点整備の推進について

少子化の要因として挙げられる育児への不安感や負担感の増大、育児の孤立化を緩和するため、地域子育て支援拠点の整備を推進するとともに、支援体制の充実に向けた積極的な財政措置を行うこと。

(4) 児童虐待防止について

児童虐待防止のため、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等に基づく、市町村の体制整備に必要かつ十分な財政措置を講じるとともに、専門的人材の育成、確保に対する支援の充実を図ること。また、県においても、各市町村専属職員を配置する等、児童相談所の体制強化を図るとともに、市町村との連携を更に強化すること。

(5) 不妊治療支援について

経済的な理由により不妊治療をあきらめることができないよう、不妊治療法については保険適用範囲の拡充等を図るとともに、町村が独自に実施する支援策への財政支援を行うこと。

(6) 出産費用の保険適用について

国が進めている令和8年度からの出産費用の保険適用については、出産費用について地域格差が生じていることに留意し、出産をされる方の自己負担が発生しない制度設計を検討すること。併せて、町村の負担が増加しないよう財政措置を行うこと。

(7) 保育料の無償化について

令和元年10月から、幼児教育・保育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、全国的な取り組みとして「幼児教育・保育の無償化」による保育料の助成が実施されているが、無償化の対象となるのは、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までのこどもであり、0歳から2歳のこどもは対象になっていない。

低年齢児の子育て世帯の多くは若年層で世帯収入が少ない傾向にあり、保育料も高額であるため、少子化対策を推進するという観点から、子育てにかかる費用負担の更なる軽減をはかり、0歳から2歳のこどもまで対象を拡大すること。

(8) 保育士の人材確保について

保育士の給与が他業種と比較し適切な水準となるよう、変則的なシフト勤務や多様な背景を持つ児童への対応等、保育士業務の困難性を踏まえ公定価格を定めること。

併せて、自治体の財政力によって保育サービスに地域格差が生じることがないよう、公定価格や各種補助制度において、全国統一的かつ総合的に、保育士の人材確保及び定着化の取組を強化・充実させること。

(9) 埼玉県多子世帯保育料無償化支援事業費の拡充について

埼玉県では、多子世帯の経済的負担の軽減の観点から、保育所等に入所する第3子以降の児童の保育料の無償化を行う自治体に対し、「埼玉県多子世帯保育料無償化支援事業費補助金」を交付しているが、近年県内では、さらなる子育て支援として、「第2子以降の保育料の無償化」や「0歳から2歳までの保育料無償化」を開始する自治体が出てきており、こども施策の地域格差をなくすため、「埼玉県多子世帯保育料無償化支援事業費補助金」における「多子世帯」について、現行の「3人以上のこども」から、「2人以上のこども」へ対象を拡大し、補助率についても全額となるよう拡充すること。

(10) 学校給食費の無償化について

学校給食費の無償化を実施するに当たっては、小学校・中学校の同時実施を前提とした具体的方策を早期に示すとともに、費用負担については全額国費で措置すること。

9 保健医療対策について

(1) こども医療費支給事業の拡充について

超少子高齢化が急速に進むなか、未来を担うこどもを安心して生み育てられる環境づくりは、国・地方が一体となって取り組まなければならない重要な課題です。こども医療費助成制度もこうした取組みのひとつとして、県内でも多くの市町村が制度の拡充を図り、子育て支援を推進しています。

令和6年度から、県のこども医療費助成の対象について、入院は中学卒業まで、通院は小学3年生まで拡大されました。これに伴い増額となる財源を用いて新たな子育て支援を講ずることとなり、現在、県内すべての自治体が、こども医療費の対象を「18歳年度末（高校修了）まで」に拡大したところです。

しかしながら、対象年齢の拡大に加え、医療の高度化及び現物支給の地域拡大等の影響により、こども医療費は年々増加傾向にあり、制度を支える市町村の財政負担は大きいものとなっています。

つきましては、助成の対象基準を新規又は拡充事業に限定せず、以前から実施している市町村独自の医療費無料化施策についても、子育て支援事業の対象とするよう要望します。

さらに、県内の子育て世代が安心して暮らせるよう、県においてもこども医療費支給事業における自己負担額を撤廃するとともに、補助の対象者を18歳まで拡大し、食事助成についても県内でも多くの市町村が対象としていることから、助成対象とするよう要望します。

(2) 帯状疱疹ワクチン接種に対する助成について

帯状疱疹は、過労やストレス、加齢などによる免疫力の低下により発症する皮膚疾患で、80歳までに3人に1人が発症するとされ、50歳代から罹患率が増加します。令和7年度からは原則65歳を対象に定期接種が始まりましたが、雇用継続義務化により就労が続く50～64歳の世代にも、健康維持と労働力確保の観点から接種支援が必要です。

つきましては、県におかれましても、50歳以上の方へのワクチン接種助成制度の創設について、補助金を含めた予算措置をご検討くださるよう要望します。

(3) 病院整備に係る病床数の弾力化について

町村においては、都市部に比して高齢化が進展しており、住み慣れた地域で切れ目のない医療・介護サービス体制が求められているにも関わらず、地域の医療体制が脆弱であり、遠距離の通院や救急搬送時間の増加といった不利益を余儀なくされています。

しかしながら、県では、医療法に基づき策定される「地域保健医療計画」によって県内各保健医療圏の基準病床数を定められていることから、今後も高齢化や医療需要の多様化はあるものの、人口減少傾向が顕著な昨今の状況からすれば、病床数を増加させる程の医療需要の増加は見通せず、町村では新たに病院を誘致することが極めて困難な状況にあります。

つきましては、こうした地域の実情をご賢察いただき、初期救急や二次救急など県民に身近な医療については、できるだけ住み慣れた地域で、安心してサービスを受けられる体制が構築できるよう、県におきましては病床整備について格別の配慮を要望します。

(4) 加齢性難聴に係る補聴器購入費補助について

加齢性難聴は、社会生活に支障を生じさせるだけでなく、認知機能の低下と強い関連があることが指摘されているため、適切に補聴器を導入することで認知症の発生リスクを軽減させる効果が期待されています。

しかしながら、高齢難聴者への補聴器補助については、身体障害者手帳をお持ちの聴覚障害6級以上の方の場合には、障害者総合支援法に定める補装具費支給制度において、補聴器購入費用の一部が支給されているものの、聴覚障害6級に至らない方については、財政支援がない状況です。

補聴器の使用により認知症の発生リスク軽減による健康寿命の延伸、医療費の抑制も期待されることから、補聴器の普及を推進するため、聴覚障害6級に至らない加齢性難聴者への補聴器支援事業として補助金を創設とともに、独自の助成制度を実施している町村に対し財政支援を行うよう要望します。

(5) 5歳児健康診査の結果の受け入れ医療機関・療育機関の拡充及び医師派遣支援について

乳幼児健康診査については、母子保健法により、市町村において「1歳6か月児」及び「3歳児」に対する健康診査実施が義務付けられています。また、「乳児期（3～6か月）及び（9～11か月ごろ）」の健康診査についても全国的に実施されており、新たに「1か月児」及び「5歳児」に対する健康診査の実施体制を準備するため、財政的・技術的支援を行うことが國の方針で示されました。

そのような中、5歳児健康診査の実施にあたっては、健康診査の結果、発達障害等（発達障害等の疑いを含む）と判定された幼児に対して就学前まで切れ目なく支援できるよう、都道府県等とも協力しながら必要な支援体制を整備することとされています。

しかしながら、その支援体制としては、発達障害等と判定された幼児の受入医療機関・療育機関の確保などの広域的体制の構築や、5歳児健康診査の実現に向けての幼児の精神発達に習熟した医師の確保などに地域格差が生じている状況です。

つきましては、県内での支援体制を平準化させるために、支援体制（医師派遣リスト作成や受入医療機関・療育機関の拡充等）を整備・構築するよう要望します。

(6) アピアランス支援事業の補助額拡大について

がん治療に起因するがん患者の外見（アピアランス）の変化による苦痛の軽減や社会参加の促進、療養生活の質の向上のため、アピアラヌスケアとして医療用ウィッグや乳房補整具を使用することは大変有効であるものの、ケア用品は高額な場合が多く、その経済的負担は決して軽くはありません。

県におかれましては、令和6年度からアピアラヌス助成事業を開始し、アピアラヌスケア用品の購入費用を助成する市町村に対し、その助成額の一部を補助することにより、がん患者のQOL向上に寄与していただいておりますが、がん患者がより良い療養生活を送れるよう、補助上限額の引き上げ等、更なる経済的支援の拡大を要望します。

10 障害福祉サービス等国庫負担金の返還について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律又は児童福祉法に基づく給付費については、国が2分の1、県が4分の1を負担することとなっております。

この給付費について、事業者による不正請求や過大請求が発覚した場合は、市町村は事業者に対して過大に支給した費用の返還を求めますが、事業者の経営破綻等により、事業者から市町村に返還されない場合があります。

事業者から市町村に返還がない場合においても、過大に支給した額の2分の1を国に、4分の1を県に返還しなければならず、市町村にとっては、大きな負担となっております。

市町村が事業者に返還請求をしたにもかかわらず、経営破綻等により事業者から市町村に返還がない場合においては、国庫負担金、県費負担金の返還対象とはならないとする制度改正を要望します。

1 1 地域公共交通の確保・充実について

地域公共交通は、住民の日常生活及び社会生活の基盤として、単なる移動の手段としてだけでなく、社会経済活動への積極的な参加に対し重要な役割を担っており、地域社会の維持・発展のために欠くことのできない存在です。

一方、急速な超少子高齢化の進行と人口減少、生活様式の多様化をはじめ、社会経済情勢の変化による利用者の減少とともに、2024年問題と言われる運転者不足、需要の縮小に伴う経営状況の悪化による路線の統廃合が相次ぐなど、運転免許を持たない若年層や高齢者の貴重な交通手段である地域公共交通は、危機的な状況に直面しています。

こうした中、地方自治体は事態の改善に向け、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に示されるとおり主体的な取組に努めているところですが、厳しい財政状況下にある町村だけでは解決できるものではなく、国・県・市町村が連携して対応していかなくてはなりません。

つきましては、次の事項について国に要望するとともに、県においても更に推進するよう要望します。

（1）地域公共交通の確保・充実を図るための取組に対する支援措置について

地域公共交通の確保に係る町村の財政負担は、年々増加傾向にあることから、特別交付税措置について拡充を図ること。

また、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく取組みをはじめ、「地域公共交通計画」や埼玉版スーパー・シティプロジェクト「地域まちづくり計画」に基づく取組みについて財政支援を強化するとともに、専門的知見に基づく助言や、先進事例・効果的活用事例の情報提供など、各種支援措置の更なる充実を図ること。

（2）地方の実情を踏まえた支援体制の構築について

地域の多様な関係者の連携・協働による取組みを進めるため、地域の実情に応じて、バスや乗合タクシーのみならず、スクールバスや施設送迎バス、自家用有償旅客運送やボランティア輸送などを活用した多様な交通サービスを展開できるよう、必要な財政支援を行うとともに、分かりやすく活用しやすい支援スキームを構築するなど、柔軟な制度整備を行うこと。

12 安全・安心に暮らせるまちづくりについて

住民の安全・安心の確保は、町村の大きな責務であり、全ての住民が安全・安心な生活を営むためにも、防犯・交通安全対策を始めとした対策の充実は不可欠です。

つきましては、住民が安全・安心に暮らすことのできるまちづくりの実現に向けて、次の事項について国に要望するとともに、県においても更に推進するよう要望します。

(1) 交通安全施設の整備及び交通安全対策について

安全・安心な生活を実現するため、交通安全施設について、町村が交通安全上必要と判断し要望した箇所の「停止線」「横断歩道」「信号機」の新規設置及び見えにくい停止線・横断歩道等の引き直しや標識の設置替えを確実に行うこと。

また、整備が見送られた箇所のうち道路幅が同一で標識がなく、優先道路が不明な交差点は、交通事故等の危険性が非常に高いため、市町村において安全運転を促す看板を設置しているが、道路交通法上の標識に比べ効果が薄く、交通事故防止策について苦慮している状況である。

については、整備が見送られた箇所に実施できる交通安全対策を示すとともに、整備しないと判断された箇所については、その理由を市町村に対し説明すること。

(2) 運転免許証返納促進及び交通弱者対策について

県による運転免許証返納促進施策の更なる充実・強化を図ること。

併せて、交通弱者である高齢者に対する支援及び運転免許証の返納を促進し、高齢者等による交通事故を防止するため、高齢者や運転免許証返納者等への交通料金の助成制度の創設や町村が独自で行うデマンド交通やコミュニティバス、タクシー利用券の支給等の事業に対して積極的に財政支援を行うこと。

(3) パトロールアドバイザー(非常勤職員等)に対する補助の継続について

「埼玉県防犯環境整備推進補助金」が令和6年度で終了し、令和7年度から新たに「わがまち防犯対策推進事業費補助金」の要綱が示された。

これに基づき、補助対象事業や補助率等について見直しがなされ、これまで補助対象であった自主防犯活動支援事業のパトロールアドバイザー(非常勤職員等)の報酬・賃金については補助対象外とされた。

パトロールアドバイザーを配置することで、児童生徒の下校時の見守り、地域の安全・安心に努めている町村では、補助金の見直しにより、財源の確保が困難となり、今後は勤務時間や人数の見直し等を検討せざるを得ない状況となる。

全国的に犯罪が多発している状況もあり、地域の防犯施策については、住民の関心も非常に高い。アプリ等のDXを活用した防犯対策も当然必要と考えるが、やはり犯罪の抑止には人の目が必要不可欠である。その点を鑑み、パトロールアドバイザー(非常勤職員等)に対する補助も対象とすること。

13 農林業対策について

(1) 遊休農地の解消及び農業推進について

農業の推進における遊休農地の解消及び後継者不足は大きな課題となっています。

集落ごとに面的な集積を進め、農業の効率化を図っております。しかしながら、遊休農地が増加傾向にあるため、集積の妨げとなり、農地を管理する人員が不足している状況です。

また、スマート農業や農地の区画拡大などの、様々な農業推進施策を実施しておりますが、依然として、耕作者の多くが後継者不足となっており、今後、さらに多くの遊休農地が発生することが想定されます。

つきましては、遊休農地及び後継者不足解消に向けた農業推進のため、次の事項について、国に要望するとともに、県においても更に推進するよう要望します。

ア スマート農業の更なる導入促進、農地（水田）の有効な活用方法の拡充及び大手農業法人の誘致等について、町村に対し必要な技術的・財政的支援を行うこと

イ 農地中間管理機構が行う農地の集約化・集積化の実効性を高めるため、十分な予算の確保を行うとともに、農業者のみならず都道府県や市町村の実情や意見も取り入れ、農地の出し手や受け手が機構を活用しやすい仕組みとなるよう改善を継続すること。

(2) SDGs 及びウッドショックを契機とした県産木材の利用拡大について

森林は、木材の供給や災害の防止のほか、二酸化炭素の吸収や生物多様性の保全、あるいは環境教育やレクリエーションの場としての活用等、住民の生活に貢献する多面的な機能を有しており、この多面的機能の発揮が気候変動対策や陸上生態系の保護といった様々な SDGs に貢献しています。

森林を将来にわたって健全に保全していくためには、適切な森林整備により伐採・利用・植栽・保育という循環を継続するとともに、その循環の中心となって森林を守り続けていく林業の振興が不可欠ですが、SDGs の意義が浸透しつつあり、ウッドショックを契機として国産木材に注目が集まる今こそ、県産木材の価値を訴求し、県内林業の振興につなげる好機です。

つきましては、この機を逃さず、より効果的に課題を解決し、森林の有する多面的な機能を確保するため、次の事項について国に要望するとともに、県においても更に推進するよう要望します。

ア 県産木材利用を推進して森林の循環利用を進めるとともに、その木材を利用する公共施設等の木造化に対する助成等財政措置を拡充すること。

イ 林業の担い手の確保、育成及び林業経営の安定化に係る財政措置を拡充すること。

ウ 森林施業の集約化、間伐、路網整備等を推進するため、森林整備事業への財政措置を拡充すること。

また、森林・山村多面的機能発揮対策交付金については、必要な財政措置を拡充すること。

さらに、木材の生産・供給、木材利用拡大のため、必要な支援を講じること。

(3) 鳥獣被害防止対策の充実・強化について

野生鳥獣による農作物等の被害は経済的損失にとどまらず、農林業者の意欲の減退や耕作放棄地の増加の要因となります。

つきましては、次の事項について国に要望するとともに、県においても更に推進するよう要望します。

ア 鳥獣に対する被害に対しては、関係省庁の連携の下、技術開発等を強力に推進し、被害防止に係る抜本的な対策を講じること。

また、鳥獣被害防止総合対策交付金については、緊急的な捕獲活動と侵入防止柵の整備等の対策の拡充を図り、必要な財源を確保すること。

イ 狩猟者の負担軽減等担い手の育成・確保に向けた支援策の拡充・強化すること。

ウ 地域の農林業者等に対し、侵入防止柵（特に電気柵）の適切な設置・管理について周知徹底すること。

エ アライグマ防除事業については、市町村へ委託している「個体分析調査業務」の委託料の増額と、獣医師会への捕獲個体の殺処分業務委託の受け入れ可能獣医の拡充および県施設による常設殺処分場所の確保を図ること。

(4) 里山・平地林整備事業及び水源地域の森づくり事業の県予算確保について

令和3年度から、県における里山・平地林整備事業費及び水源地域の森づくり事業費が減額となり、市町村が森林環境譲与税を財源として同事業を実施し、不足分を県が支援することとなりました。

森林環境譲与税は、森林整備を必要としない都市部市町村にも交付されており、都市部での主な使途は、木材の利用促進や普及啓発等が考えられます。山林を有する町村において森林環境譲与税を里山・平地林整備事業及び水源地域の森づくり事業に充当する場合、その財源が不足することになります。

また、中山間地域を抱える市町村には放置された森林が数多く存在するため、森林整備には、今後も相当量の事業を実施していく必要があります。

県は、市町村事業との重複を避けるため、市町村実施事業の不足部分を支援するとしていますが、市町村に譲与される額には限りがあり、市町村内の森林の全てを施業するには相当の年数を要することとなります。

いうまでもなく、森林の適正な管理は、水源涵養機能の向上、生物多様性の保全、災害リスクの低減など多くの公益的機能の発揮に欠かせないものです。

つきましては、県内中山間地域の森林整備を迅速に実施するためにも、里山・平地林整備事業及び水源地域の森づくり事業の県予算について、従前とのおり確保されるよう要望します。

(5) 肥料・燃料等の高騰に伴う農業者に対する支援について

燃料や肥料等の農業生産資材の高騰が続いており、生産農家の経営を更に圧迫しています。

このような状況では生産費を大幅に下回る赤字経営を余儀なくされるばかりでなく、廃農や離農に追い込まれかねない厳しい現状に直面しています。

豊かな田園環境を今後も維持・保全し、遊休化・耕作放棄化させないためには、今ある農地を継続して利用することが最も効果的です。

このようなことから、持続可能な農業の維持・発展のため、農業者が持続的に農業を営めるような補助制度の創設、コスト高に係る適正な価格形成のための対策や一定水準の米価の維持を要望します。

(6) 農業用ため池の整備に係る補助について

ため池は、農業用水の確保や洪水調節、生態系保全、地域住民の憩いの場

など、多岐にわたる重要な役割を担っています。

町村には、多くの防災重点農業用ため池がありますが、これらの多くは耐震・豪雨対策工事が必要な状況です。

現在実施されている「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づく整備に関しては、防災重点農業用ため池に係る防災工事等のみを対象とするもので、その補助率も県補助金の上乗せをいただいているものの、残る市町村負担は小規模な町村にとっては、非常に重い負担です。

つきましては、現在実施されている特別措置法に基づく防災重点農業用ため池の防災工事等に関する補助率の引上げを行うとともに、広くため池の浚渫や維持管理に関する補助制度を創設するよう要望します。

(7) ナラ枯れ被害及びクビアカツヤカミキリ被害対策について

本県におけるナラ枯れ被害やクビアカツヤカミキリによる被害は拡大の一途を辿っています。公園や緑地で発生した場合は倒木や落枝等の未然防止が必要となるほか、中山間地域で発生した場合は山地災害防止機能や水源涵養機能への影響も懸念され、これらの被害拡大に歯止めをかけるためには、長期的な視点に立った適正な樹木の保全・管理が重要です。

つきましては、次の事項について国に要望するとともに、県においても更に推進するよう要望します。

- ア 森林病害虫等防除事業費補助金の更なる充実や新たな補助金の創設等、町村のナラ枯れ被害対策やクビアカツヤカミキリ被害対策及び被害木の伐採・処分費用への財政支援を拡充すること。
- イ 被害拡大予測に基づく予防策や都道府県域をまたぐ広域的な対策を実施すること。
- ウ 資源循環の観点から、被害材の効率的・効果的な利活用方策に係る情報提供等、町村の取組に対する支援を行うこと。

(8) 米供給対策について

米はわが国の基幹作物であり、食料安全保障の根幹です。しかしながら、令和6年産米においては、記録的な高温等の異常気象等により品質低下や収穫減が発生し、実質的な供給不足を招いてしまいました。農家は以前からの後継者不足に加え、生産調整の継続やコスト高に直面し、将来にわたる米づ

くりの継続に不安を抱えています。

つきましては、次の事項について国に要望するとともに、県においても更に推進するよう要望します。

ア 今次の米不足の原因と影響を的確に検証し、将来に向けた需給安定策を講じること。

イ 価格高騰による消費者の負担を抑えるため、政府備蓄米の市場放出や買い入れ価格の調整等、弾力的な政策運用を行うこと。

ウ イネカメムシ等に代表される病害虫対策について、対策方法の周知徹底を図るとともに、必要な技術的・財政的支援を行うこと。

エ 令和8年産以降の作付が安定的に行われるよう、適切な情報提供及び作付け支援を行うこと。

(9) 土地改良事業の推進について

土地改良事業は、農業の生産性向上や農業構造の改善を図るものであり、安定的な食料供給や地域農業の健全な発展に寄与する重要な事業ですが、農業の担い手減少や遊休農地の増加といった農業構造の変化により、その重要性は益々高まっています。

つきましては、今後も町村の重要な産業である農業を持続可能なものとするため、次の事項について国に要望するとともに、県においてもさらに推進するよう要望します。

ア 土地改良事業の計画的な推進のため、必要な予算を継続的に確保すること。

イ 本年4月より施行された改正土地改良法を踏まえ、土地改良施設の管理の省力化・高度化等を図る取り組みを推進するとともに、土地改良区の組織運営基盤の強化及び町村を含めた関係機関の連携体制の整備を行うこと。

ウ 県営土地改良事業における採択基準の緩和や補助率の引上げを行うこと。

エ 県営土地改良事業の実施にあたっては、公益性が高く受益者負担が適当でないと判断される事業について、国庫負担率を引き上げるなど制度の見直しを行うこと。

14 社会資本整備への支援について

(1) 社会資本の適正な維持管理及び防災活動に係る支援について

高度経済成長期以降の発展に伴い、町村においても道路、河川、公園、上下水道等の社会資本整備が進められてきましたが、これらの施設の多くは建設から30年以上が経過し、老朽化が顕著となっています。令和7年1月に八潮市で発生した県道陥没事故は、こうした老朽インフラの脆弱性を改めて浮き彫りにした重大な事案であり、早急な対応の必要性を強く認識させる出来事でした。

また、少子高齢化の進行により、町村においてはこれら社会資本を単独で維持管理する財源の確保や技術者等の人材不足が深刻化しており、住民の生活基盤の安全・安心を確保することが困難になりつつあります。

さらに、国の「インフラ長寿命化基本計画」のもと、各町村には「公共施設等総合管理計画」の策定が求められており、施設の更新、統廃合、長寿命化、老朽化対策などの取組が必要とされている一方で、町村にかかる負担は一層増大し、対応が十分に図れないことが懸念されています。

加えて、平成26年2月の豪雪や各地で発生した地震のように、単独の町村では対応困難な自然災害リスクも年々高まっており、老朽化対策と並んで、社会資本の防災対策についても、財源・人員・対応業者の確保が困難な状況にあります。

つきましては、社会資本の適正な維持管理及び防災活動において、次のとおり要望します。

- ア インフラ長寿命化計画の策定と施設の維持管理、更新に係る財政支援
- イ 降雪、地震等災害時における町村道啓開作業への支援及び国県道の迅速な対応
- ウ 研修会の開催、人事交流等による町村への人的、技術的支援の実施

(2) 都市公園の改修に係る補助制度等の充実について

都市公園は、レクリエーション空間としての役割を果たすほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、防災機能の強化、生物の多様性確保、ヒートアイランド現象緩和、さらには観光スポット創出といった多様な機能を有する重要な施設であり、これら目的を果たすため全国的に整備が進められて

きました。

そうしたなかで、バブル経済期やそれ以前に整備された公園の老朽化が近年顕著となり、様々な場所において腐食や破損といった老朽化に伴う危険な状況が見受けられるようになっています。

また、土地区画整理事業等により整備された公園は、少子高齢化が進んだことにより、住民参加型の管理を継続することが難しい状況となるなど、限られた町村の財源のみではこれら施設の維持管理は困難な状況となっています。

健康寿命の伸長や社会的な孤独への対応に关心が高まるなか、都市公園は、日常の運動やコミュニケーションの場として活用される等、社会的に大きな意義も期待されていることから、地震等の災害から住民を守るため都市の安全性を確保するとともに、住民の憩いの場を提供する等、地域の活性化に不可欠な都市公園をこれから時代も活用していくためにも、ふるさと創造資金等既存の助成制度を拡充するとともに、都市公園の維持管理や整備を対象とした助成制度の創設を要望します。

（3）未利用公共施設の利活用に向けた開発許可基準の創設について

未利用公共施設等の有効活用については、住民の福祉の向上やまちづくりに向けた取組に対するニーズが高まってきており、今後は、単に町村の資産として遊休化させるのではなく、最大限に効果を発揮できるよう、地域住民や民間事業者等と連携しながら、知恵を出し合い、各施策に取り組んでいく必要があります。

しかしながら、当該施設が市街化調整区域にある場合の用途変更については、所定の場合を除き制限されていることから、県内町村において未利用公共施設の利活用を行う上で大きなハードルとなっています。

つきましては、県においても県内町村の未利用公共施設の利活用推進に向けた開発許可基準の創設について検討するよう要望します。

15 上下水道対策について

(1) 県水単価の軽減について

令和8年4月1日より、県水の供給単価が現行の61.78円／m³から74.74円／m³へと、約21%の大幅な引き上げが決定されております。この改定は、各市町等の水道事業に直接的な影響を及ぼすものであり、住民負担の増加につながることが懸念されます。

県におかれましては、供給単価の見直しに際して、各市町等の経営実態や住民生活への影響を十分に考慮し、段階的な引き上げや支援措置の導入など、柔軟かつ実効性のある対応を要望します。

(2) 埼玉県流域下水道維持管理負担金の単価について

流域下水道維持管理負担金の単価は、年々値上げされておりますが、人口減少はもとより核家族化や節水機器の普及により下水道使用料は年々減少しており、今後も減少傾向が続く見込みであることから、非常に厳しい経営状況になることが想定されます。

また、各流域の単価を比較したところ、県南と県北で最大で2.7倍の開きがあります。

今後予想される人口減少は、県南地域に比べ県北地域の方が著しいと思われるため、現状大きな格差のある流域下水道維持管理負担金の使用者一人当たりの負担額についても、益々格差が広がっていくことが推察されます。

つきましては、維持管理負担金単価の軽減と、各流域間の維持管理負担金の格差改善について要望します。

(3) 埼玉県浄化槽整備事業補助金の継続について

県は令和7年度までに生活排水処理人口普及率100%を目指し、生活排水による公共用水域の汚濁防止を目的として、浄化槽等を整備又は浄化槽等の設置に係る補助金を浄化槽設置者に交付する市町村に対し、予算の範囲内で埼玉県浄化槽整備事業補助金を交付することとしています。

町村においても合併浄化槽への転換を促進し公共用水域の汚濁防止のため事業を行っておりますが、汲み取り槽や単独浄化槽を使用しており生活排水が未処理となっている世帯が多数ある状況であり、令和7年度までに生活

排水処理人口普及率 100 % を達成することは極めて困難な状況です。

排水処理については、八潮市での下水道管老朽化による陥没事故の発生もあり、集合処理の公共下水道ではなく、災害に強いと言われ、個別処理である浄化槽整備に切り替える市町村が今後は多くなり、公共浄化槽事業実施団体が増えることも予想されます。こういった社会情勢も考慮していただき、今後も転換事業を促進し、水環境の保全を推進していくために、令和 8 年度以降も補助を継続するよう要望します。

(4) 農業集落排水施設に対する支援について

農業集落排水事業は、集落におけるし尿や生活排水などの生活排水処理を行うことによって、ため池や農業用用排水、ひいては公共用水域の水質を保全し、地域の生活環境の改善に資する重要な役割を果たしています。

今後は人口減少や老朽化等により、更なる施設の効率化や集約化に迫られているところですが、厳しい財政状況にある町村が高度な専門性を必要とする計画策定や施設維持を続けていくことは年々困難となっています。

つきましては、今後も持続的な汚水処理システムを維持していくため、引き続き必要な予算額を確保いただくとともに、県の主導による維持管理適正化計画策定支援の実施、さらには浄化槽・下水道接続への転換を含めた抜本的な対応に係る技術的・財政的な支援体制を整備していただくよう要望します。

16 教育・文化の振興について

(1) G I G Aスクール構想に係る継続支援について

DX推進の一環として、令和2年度に国のG I G Aスクール構想に基づき、全ての児童生徒に対して1人1台のタブレット型パソコンを導入しましたが、今後順次更新時期を迎えることになります。この更新には莫大な財政支出が見込まれるため、市町村で負担する場合、関連機器やアプリケーションの性能は各市町村の財政力に大きく影響を受け、市町村間における学びの格差が生じてしまう恐れがあります。

つきましては、タブレット及び関連アプリケーションの更新に要する経費全額について予算措置を行うよう国に要望するとともに、県においても財政支援を行うよう要望します。

併せて、ソフト面であるデジタル教育人材の育成、I C T支援員の確保等についても、厳しい行財政運営を行う町村部にあっても教育機会の均等が図られるよう、十分な財政措置が図られるよう要望します。

(2) 社会教育施設の整備等に係る補助制度等の充実について

高齢化、高度情報化が進むなか、生涯学習活動の拠点となる公民館、図書館、資料館等の社会教育施設の充実がますます必要とされています。

しかしながら、社会教育施設の新設についての補助制度はあるものの、多額の費用を要する施設の改修については現在事業対象とならないため、財政基盤が脆弱な町村が一般財源のみで実施することは困難な状況です。

学校施設については耐震化を核とした改修が進められ、多大な成果をおさめています。また、社会教育施設においても緊急総合経済対策関連の交付金等を受けて、ソフト・ハード両面の整備・拡充も進められているところですが、長期展望にたって計画的な運営を行うための恒久的な助成制度がないのが現状です。

つきましては、現状に即して地域住民の要望に応えられる社会教育施設の整備に係る既存制度の拡充及び施設の改修等も対象とする活用しやすい補助制度の創設を要望します。

(3) スクールカウンセラーの増配について

県内不登校児童生徒数が急激に増加し1万人を超えており、より充実した支援が求められています。また、教職員の働き方改革の見地からも、スクールカウンセラーの果たす役割はますます大きくなってきており、令和4年3月25日には県議会で、スクールカウンセラー等の増員を含めた不登校児童生徒への支援の充実を求める「課題や悩みを抱える児童生徒に対する公教育の充実を求める決議」が議決されました。

こうした中、現状のスクールカウンセラーの来校頻度では、その役割をほとんど果たせていないと言っても過言ではありません。特に小学校においては、1か月に1日又は半日程度の勤務であり、相談等の成果は見られない現状です。

つきましては、スクールカウンセラーの配置に係る予算の増額と人材確保を強く要望します。

(4) 学校再編計画に基づく学校施設の建替え等への財政支援等について

町村内に存立する小中学校の多くは、昭和40年代以降における急激な児童生徒数の増加時期に集中的に整備されており、今後一斉に老朽化を迎える学校施設への対応は一刻の猶予もありません。

このような事情に加え、少子高齢化の進展により児童生徒の減少が顕著な多くの町村においては、児童生徒数の適正規模を確保するため、学校再編計画を進めています。

学校再編の方法としては、学校の統廃合や既存施設の再整備など地域の実情に応じて検討が進められていますが、新設時の財政支援がある統廃合と異なり、既存施設の再整備では危険建物と認定されるなど一定の要件が要求されています。

現在の財政支援制度では、地域活性化の拠点として、既存学校を再整備して活用する地域づくりが望まれる場合であっても財政支援が得られず、学校再編が進まない状況が生じます。

学校の再編及びこれに基づく再整備は、地域再生の大きなチャンスであるとともに、公共施設の適正管理に向けて床面積を減少させつつ、地域拠点化を進めていく取組は、少子高齢化の中で、国や県の政策にも整合する取組であると考えます。

つきましては、町村において策定した計画に基づく小中学校の再編及び地

域の拠点施設化を着実に進めていくための補助制度の創設や地方債の借り入れに対する後年度負担の軽減（地方交付税の基準財政需要額への算入）について要望します。

（5）放課後児童健全育成事業の運営に係る補助金制度の拡充について

共働き家庭やひとり親家庭の保護者を支え、児童の健全育成を図るため、町村では民営の放課後学童クラブ等と連携し、各家庭が安心して子育てをしながら働く環境を整え、子育て支援を推進しています。

近年は土曜日が休日となる勤務形態の保護者が増えたことから、特に土曜日の利用希望や利用時間の減少が顕著となっていますが、補助金の交付基準額の維持には土曜日も原則1日8時間以上開所することが求められており、各クラブは不採算であっても土曜日に支援員を配置せざるを得ず、経営状況を不安定にする要因となっています。

つきましては、放課後学童クラブの安定的な運営を図り、共働き家庭やひとり親家庭の保護者が地域で安心して子育てができるよう、放課後児童健全育成事業の運営に係る補助について、下記のとおり基準額等の見直しについて国へ働きかけをお願いするとともに、県単独事業の放課後児童健全育成事業についても運営費加算の拡充を要望します。

ア 放課後児童健全育成事業の交付金及び補助金の交付基準における基本額については、年間開所日数による差異を撤廃すること。

イ 土曜日等の開所日数加算額について、児童の利用実績や開所時間によらず、受入れ体制を基準とすることとし、補助額を増額すること。

（6）部活動の地域クラブ活動への移行及び部活動指導員の配置に関する支援等について

部活動を地域団体や民間事業者に委ねる地域クラブ活動への移行や学校長の監督の下で部活動の顧問として指導を行う部活動指導員の導入は、児童生徒の専門的な指導を受ける機会の確保にもつながり、児童生徒の心身の健全な成長に資するほか、これまで部活動指導に当たっていた教職員の負担を軽減し、教職員全体の働き方改革にもつながることから、町村も大きな期待を寄せているところです。

しかしながら、都市部に比して指導員となるべき人材の確保が難しく、財

政治的にも厳しい状況にある町村においては、指導員の確保や財政面の制約等、積極的な配置に向けての課題も残されています。

このような課題を解決し、町村における地域クラブ活動への移行及び部活動指導員の更なる充実を図るため、財政措置の更なる拡充について国に要望するとともに、県においても積極的な財政支援の実施や、県内での広域的な人材バンクの整備等、支援の拡充を行うよう要望します。

(7) 文化財保護事業に係る対象事業の拡大、補助金額の増額について

国や県の指定文化財保存事業については、予算総枠の範囲内で、緊急度等を考慮して補助事業を採択していることですが、以前に比べると事業の対象範囲も限定され、補助金額も年々減少傾向にあります。

個人のほか、小規模法人や団体等が所有している指定文化財は、費補助金の交付がなくては管理することが困難であり、所有者負担金と市町村補助金のみでは有効な保護策を講じることは難しい状況です。

厳しい経済情勢下であればこそ、財政基盤の弱い町村に所在する文化財に目を向けていただき、事業の採択に際して特段の配慮を行うよう国に要望するとともに、県においても県費補助事業の採択に当たっては、町村の厳しい財政事情に対する特段の配慮を要望します。

(8) 教員業務支援員の補助金の拡充について

学校が抱える教育課題の一つに、教員の長時間勤務が常態化している現状があります。

そのため市町村では、市町村立小中学校外部人材配置事業費補助金を活用し、データの入力や集計、各種資料の整理、行事や式典の準備補助、来客や電話対応など教師をサポートする教員業務支援員を小学校、中学校及び義務教育学校に配置し、教員の負担軽減・教員の児童生徒への指導及び教材研究の注力に寄与しています。

教員業務支援員の配置は、教育の質の向上に大きく貢献しており、児童生徒の学びを支えるものとなっています。

しかしながら、市町村立小中学校外部人材配置事業費補助金は、補助対象経費の1/3が市町村費負担分であり、継続的に教員業務支援員を配置するのは大変難しい状況です。つきましては、地域の教育の発展と児童生徒の教育環境の向上、そして教員の負担軽減を図っていくために、市町村立小中学校外部人材配置事業費補助金の拡充を強く要望します。

(9) 公立小中学校等の人員の配置並びに予算措置について

少子化が進む町村では、小規模校における複式学級の編制が避けられず、教育の機会均等や水準確保の観点から大きな課題となっています。また、二つの学年の担当となる担任の教材研究等は大きな負担になっています。

つきましては、複式学級の解消に向けて、1学年に1担任を配置できるよう、県費負担教職員の適切な人員配置と、それに伴う予算措置を要望します。

17 道路整備の促進について

道路は最も基本的な交通基盤であり、強靭な国土の創造のために欠かすことのできない最も重要な社会基盤です。町村を広く国民のふるさととして活性化し、安全・安心な住みやすい地域社会をつくるためには、住民の暮らしや経済、安全・安心を支える道路整備を積極的に促進する必要がありますが、複数の市町村にまたがる道路の整備は、国や県による広域的な対応が不可欠です。また、道路の維持管理における除草や支障木の伐採作業については、安全安心で快適な道路利用のため大変重要なものであり、地域住民にとって最も身近な環境維持といえるものです。

つきましては、次の事項について国に要望するとともに、県においても更に推進するよう要望します。

(1) 災害時における緊急支援物資輸送網の維持及び寸断時の早期復旧を可能とするため、高規格道路等の整備を行うこと。

あわせて、道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の橋梁の新設・架け替え・耐震補強等の実施、道路斜面の安全対策、無電柱化の推進等、道路の災害対応力を強化するとともに、発災後の迅速な輸送経路の啓開に向けて関係機関との連携体制を構築すること。

(2) 国道・都道府県道及び市町村道の均衡ある道路網の整備を推進すること。

また、既存の道路においても、地域の安全・安心の観点から、緊急活動に支障を来すような狭小道路の拡幅整備や生活道路網の新設整備を行うこと。

あわせて、落石・崩壊防止対策等、町村が必要な道路整備を行えるよう、社会资本整備総合交付金及び道路メンテナンス事業補助金の要望額に対する満額交付について、国に対して積極的な働きかけをすること。

(3) 設置地域の利便性向上のみならず、観光や商業施設への流入を増加させ、地域の活性化につながるスマートＩＣの整備を、町村部において更に促進すること。

(4) 国県道の除草作業の実施回数が減少したことにより、従来と比較し道路沿

いの雑草等繁茂する状況が長期に渡り、小中学生の安全な通学の妨げや、路肩側を走行するサイクリストなど二輪車通行時の危険性の増加を招くとともに、大きく伸びた樹木が電線などに接触し停電や通信障害を発生させる原因になるなど、生活インフラに多大な支障をきたす事案が生じている。

このようなことから、安全・安心・快適な道路空間の確保のため、国県道の除草や伐採作業が必要な場所において、年間の作業回数の見直しを行ったうえで適切な回数で作業を実施すること。

18 企業誘致の促進について

(1) 企業誘致に向けた農地転用規制の緩和について

農地法では農地を貴重な資源とみなし、農地を農地以外のものとすることを規制しています。特に、農振農用地区域内農地や第一種農地は一般的に農業生産上の価値が高いことから、現状では農地転用が原則許可されていません。このことは、農地の保護は国内農業の生産増大、食料の安定供給及び農業者の地位安定等の観点から必要な規制であると認識しています。一方で、農業政策においては、農業従事者の高齢化や後継者不足による遊休農地・耕作放棄地の増加といった課題があります。町村においても新規就農者の育成や支援といった担い手の育成や人・農地プランの策定等を行っていますが、遊休農地の大幅な解消には至っていません。少子高齢化が進む現状においては、今後更なる農業従事者の高齢化、農業の担い手不足及び遊休農地の増加が懸念されます。全国的な課題となっている超少子高齢化に伴う人口減少や地域活性化は喫緊に対応しなければならない課題であり、各町村においては総合戦略を策定し、地域の実情に即した施策を実施しているところです。これらの課題解決を図るための一施策としての企業誘致は、自主財源の確保、企業進出による地域経済の活性化、雇用の創出といった観点から、戦略的な取組が必要であると考えます。しかしながら、企業誘致を行う適地には限りがあるのが実情です。インターチェンジからアクセスが良い場所等で後継者不足等により農地を維持していくことが不可能となっていくケースが今後も大幅に増加していくことが想定されています。町村でも遊休農地や耕作放棄農地を有効活用し、地域経済の発展のために企業誘致のためのエリアとして開発できるように農政上の課題に対して様々な角度から検討している状況です。また、企業誘致による雇用の確保は、兼業農家の就職先の安定的確保に資するものと考えられます。このような観点から、超少子高齢化に伴う諸課題解決や地域経済活性化を図るための施策実施に向け、町村が計画的かつ戦略的に企業誘致を実施する場合であって、対象となる農用地が長年にわたり遊休農地や耕作放棄地として放置され、もはや農地法で保護すべき農用地としての実態を喪失している場合等、一定の条件下における農用地の規制緩和について検討するよう要望します。

(2) 町村部における県による産業団地の積極的な整備について

埼玉県は東京都に隣接する県南地域や東部地域を中心に人口や産業の集積が進み、近年では圏央道の利便性が評価され、沿線地域に対する産業適地としての立地ニーズは一層の高まりを見せてています。

一方で、町村部、特に圏央道以北の地域では、事業所数や人口が減少に転じるなど地域間格差が広がりつつある状況です。

つきましては、魅力ある雇用を提供して若年世代の地域外の流出を抑えるとともに、県内各地域が均衡ある発展を遂げるため、町村部における県による産業団地の積極的な整備を行うよう要望します。

19 DXの推進について

(1) 国の制度改革等による電算システムの改修について

マイナンバー制度をはじめ、国の制度改革等による電算システムの改修経費は膨大な費用を要し、町村にとっては大きな財政負担となっています。国の助成措置があるとはいえ、十分な額とは言えない状況です。

つきましては、国の制度改革によるシステム改修に要する経費が新たに地方への負担増という事態を招くことのないよう、今後においても、国の制度改革に伴う市町村電算システムの改修が生じる場合の経費にあっては、全額を国が負担することについて国に対し働きかけるよう要望します。

(2) システム標準化及びガバメントクラウドへの対応について

町村の情報システムの標準化・共通化及びガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行については、現行よりもコストが上昇することのないよう、ガバメントクラウド接続に係る経費、通信回線経費等関連する経費について、十分な財政支援を行うよう要望します。

特に、ガバメントクラウドの利用料については、その趣旨からも可能な限り低額に設定するとともに、長期割引やボリュームディスカウント等による費用低減効果が十分に発揮されるまでの間は全額国負担とする等の対策を講じ、町村がメリットを実感できる支援を継続的に実施するようあわせて要望します。

(3) デジタル人材の確保について

県では令和6年度から、DX よろず相談窓口やデジタル人材の派遣等の新たな支援体制が構築され、町村においては、自治体DXやデジタル技術を活用した地域の課題解決等に懸命に取り組んでいるところです。

町村が地域の個性・特性を最大限に引き出し、DXを実現するためには、専門人材の確保・育成が将来にわたっての課題となっていることから、現場のニーズを踏まえた人的支援及び財政支援を更に推進するよう要望します。

また、国及び県においてDXに関する研修を更に充実するとともに、eラーニング等も活用した教育カリキュラムや履修内容の体系化、DXソリューションを体験できるコンテンツの整備等により、町村の人材育成を積極的に支援するよう要望します。

(4) 自治体DX推進補助金の新設について

令和元年に成立した「デジタル手続法」および、令和2年に策定された「自治体DX推進計画」に基づき、国と地方が一体となって行政のデジタル化が進められています。これを支援する「新しい地方経済・生活環境創生交付金（旧デジタル田園都市国家構想交付金）」は、住民サービスの利便性向上を目的としたDX施策に活用され、自治体にとって重要な財源となっています。

一方で、同交付金は「住民の利便性向上」が前提とされており、庁内業務の効率化や職員の働き方改革といった、住民に直接関わらない分野には活用が認められていません。

2040年問題を見据え、少子高齢化と職員数の減少が進む中、限られた人員で行政サービスを維持・向上させるためには、庁内業務のデジタル化による効率化が不可欠です。ペーパレス化やリモートワークの推進など、内部業務の改善に資するDX施策にも対応可能な補助制度の創設が強く求められます。

つきましては、住民サービスに直結しない分野においても、自治体DXを推進できる新たな補助金制度の創設を要望します。

郡・町村個別事項

【北足立郡】

○伊奈町

原市沼調節池（上の池）の早期整備について

近年の局地的集中豪雨や台風による浸水被害が深刻になっております。また町内におきましても床下浸水や道路冠水の被害が発生しております。

こうした中、中川・綾瀬川ブロック河川整備計画に基づく綾瀬川及び原市沼川の調節池整備事業のうち、原市沼川流域に三つの調節池（下の池1・2、中の池1）が完成し、中の池2も暫定整備を完了させたことによって、大きな治水効果がもたらされました。また、上の池の掘削も実施していただき、大変感謝しております。

しかしながら、昨今では、地球温暖化による地球規模での気象変動により、記録的な集中豪雨が全国的に多発し各地で大雨特別警報が発令されるなど、大規模災害に対する懸念を深めています。こうした災害はいつどこで発生するかわからない状況であり流域住民からは、安心安全な生活が送れるよう早期の環境改善要望が強く続いているところであり、大雨による洪水を調整、安全に流下させるための原市沼調節池の一日も早い完成を期待しているところでございます。

以上のことから綾瀬川及び原市沼川流域に位置する市町にとりまして、たいへん重要なものでございますので、原市沼調節池（上の池）整備につきまして、早期完成を要望いたします。

【入間郡】

○三芳町

三芳スマートＩＣフル化開通による町内道路交通量増加に伴う、アクセス道路整備の推進及び国道・県道未整備箇所等の事業促進について

下記の内容につきまして、三芳スマートＩＣのアクセス道路として道路環境の向上を目指すとともに、通学路及び歩行者が多く利用する道路における安全性確保の観点から、事業実施及び促進を要望するものです。

○県道334号（一般県道三芳富士見線）

『国道254号藤久保交差点から三芳中学校前交差点までの歩道整備及び三芳小学校前交差点の拡幅改良』

歩道整備につきましては、当該区間は通学路であり、通学時の安全確保について近隣の三芳中学校からも要望が上がっており、更に、中間に位置す

るイムス三芳総合病院に通院する歩行者も多く見受けられる状況です。そのような中、「藤久保交差点～役場入口交差点」区間の両側の歩道未整備区間につきまして、令和6年度より歩道整備の工事へ着手いただき、大変感謝しております。令和6年3月の三芳スマートICフル化供用開始により、アクセス道路等周辺道路の交通量も更に増加が予想されることから、歩行者の交通安全対策として引き続き早期の歩道整備完了を要望いたします。

また、三芳小学校前交差点については、児童の通学路でもあり、三芳スマートICフル化供用開始に伴い、大型車を含めた交通量の増加や交通流動の変化が見受けられることから、これまで以上の交通安全対策実施が望まれます。従前より、町道南側から西側（JA側）へ大型車左折の際には、センターラインを越えなければ左折できないことから、対向車の通過待ちが渋滞の要因となっており、三芳町商工会より町議会を通じ請願も提出されている状況です。歩行者の安全性確保並びに当該交差点を起因とする渋滞の解消に向け、交差する町道幹線4号線との交差点改良も視野に入れた対策の早期実現を要望いたします。

○県道56号（主要地方道さいたまふじみ野所沢線）

『県道56号と町道幹線12号線及び町道幹線13号線が交わる交差点の拡幅改良』

当該交差点は県道南側からの町道幹線13号線への右折需要が高い状況ですが、右折帯が設置されてないため、昨今の交通量の増大も加わり、朝夕を中心に慢性的な交通渋滞が生じております。そのため、近隣住宅街の生活道路へ渋滞迂回を目的とする車両進入が増え、近隣自治会からも原因である県道56号の渋滞解消と、住宅街への車両進入抑制について要望を受けている状況です。また、近隣小学校の通学路としての利用もあり、歩行者と通行車両が関係する交通事故も多い交差点であることから、これまでも地元住民より歩行者の安全対策について強く要望されております。

ここ数年は三富の開拓から続く特徴的な地割見学や歴史的価値のある平地林見学等により、この地域を訪れる方が非常に増加しており、令和5年7月には国連食糧農業機関（FAO）により「武藏野の落ち葉堆肥農法」が世界農業遺産に認定されたことから、この地域への来訪者が更に増えることが予想されます。

これまでにも、三芳町では町道拡幅により当該交差点の隅切り部へ歩行者

待機場所を設置する等の安全対策を実施してまいりましたが、現状でこれ以上の町単独による対策は困難であることから、当該交差点における慢性的な交通渋滞の解消並びに歩行者の安全な通行空間確保を目的とし、信号機改良を含めた交差点改良を要望いたします。

○国道254号（川越街道）

『高齢者の通行に配慮した歩道改修』

国道254号「藤久保交差点付近～三芳町役場入口交差点」については、従前より両側の歩道整備が済んでおりますが、多くの区間において歩道形態がマウントアップであり、町道との交差部や沿線敷地からの出入口部においては、車道路面に合わせた切下げ（すりつけ）措置を施していることから、歩行者は路面のアップダウンを繰り返す状況で通行しております。

当町では多くの他自治体と同じく住民の高齢化が進んでいることから、近年では電動カート（シニアカー）を利用する住民が増えており、利用者からマウントアップ歩道の傾斜（すりつけ部）について、転倒の危険を感じるため改善して欲しいとの要望を受けております。また、町議会の一般質問においても同様の指摘を複数回受けており、車道とフラットに近い歩道への改修を要望いたします。

○毛呂山町

新川越越生線の早期整備について

県道川越越生線の沿線市町である川越市、鶴ヶ島市、坂戸市、毛呂山町及び越生町では都市化の進展による交通量の増加のため、慢性的な交通渋滞が発生しており、住民の生活や産業活動に大きな影響を及ぼしています。

このような状況を解消するため、暮らしの利便性向上や地域相互の連携強化を図ることが是非とも必要であります。

新川越越生線は、県道川越越生線のバイパスとなるばかりでなく、首都圏中央連絡自動車道圏央鶴ヶ島インターチェンジへのアクセス道路、及び経済活動を下支えする円滑で安全な道路としての役割が期待されます。

首都圏中央連絡自動車道の全面開通に伴い新川越越生線については、令和5年に圏央鶴ヶ島インターチェンジの立体化とともに4車線化されたアクセス道路が開通するなど、本路線に関連した道路整備が着々と進んでいます。

現在沿線市町では、新川越越生線建設促進期成同盟会を組織し、早期整備実現

のために要望活動を展開しております。埼玉県におかれましては、現在事業中区間の用地買収、埋蔵文化財調査、用地測量、修正設計等を実施していると聞いておりますので、引き続き早期の都市計画決定に向けご尽力いただき、本路線が一日も早く整備されますよう特段のご配慮をお願いいたします。

○越生町

一般県道・川越越生線の歩道及び踏切拡幅について

一般県道・川越越生線のうち、東武越生線武州唐沢駅前の第67号踏切から、県道飯能寄居線の上野交差点までの約270mの区間は、歩道が整備されていないことから、歩行者は路肩や車道を通行しなければなりません。そのため、通行車両と接触する危険性が非常に高く、交通事故に対し利用者や地域住民は、大きな不安を抱えております。また、周辺には武蔵越生高等学校をはじめ、清和学園高等学校、越生自動車大学校といった学校があり、多くの学生が利用しているため、学生に対する安全確保も求められています。

当該区間は、新川越越生線の終点に位置し、首都圏中央連絡自動車道圏央鶴ヶ島インターチェンジへのアクセス道路としての役割も担っており、今後における新川越越生線の整備に伴い、ますます交通量が増加することが予想されます。

こうした情勢を鑑み、日常的に危険な状況下にある当該区間の歩道整備と踏切拡幅について、早急に実施していただくよう予算の確保を要望します。

【比企郡】

○滑川町

(仮称) 嵐山小川インターチェンジ・熊谷間広域幹線道路の整備促進について

道路は最も基本的な社会基盤であり、地域の活性化を促すとともに日常生活を支える生活関連施設であります。また、高速道路のインターチェンジにアクセスする広域的な幹線道路は、地域経済を豊かにし、地方の活性化を創出するため、更には万が一の災害発生時にも重要な役割を果たす、欠かすことのできない重要な公共施設であります。

関越自動車道の嵐山小川インターチェンジから嵐山町、滑川町を経て熊谷市に通じる広域連携道路網の構築は1市2町の土地利用構想に位置づけており、早期に計画の推進が望まれているところであります。

熊谷市では、熊谷南部地区に新たな東西幹線道路が整備されることにより、大里拠点と江南拠点を結ぶ主要道路として、さらには熊谷市から嵐山小川インター

チェンジへのアクセス道路として機能する広域連携道路網が形成されます。計画沿線地域である立正大学及び埼玉県農業大学校の周辺においては教育研究機関が立地していることから、施設の連携を図るとともに、その機能が最大限生かされるよう、道路網を生かすことにより、環境に調和した土地利用の促進を図り、新たな産業誘致や住民生活の向上に大きく寄与することが期待されます。

嵐山町では、嵐山小川インターチェンジにほぼ隣接するかたちで嵐山花見台工業団地が立地し、県北西部地域の重要な産業として地域の発展と活性化に寄与しています。県北地域と嵐山小川インターチェンジとの連携を強化する都市間交流軸としてこの計画道路が実現することにより、花見台工業団地の益々の発展、産業活動の向上、町の発展に大いに期待が集まります。

滑川町では、基本計画において（仮称）嵐山小川インターチェンジ・熊谷間広域幹線道路の構想を実現することで、北部地区での産業系開発推進にあたり、周辺の豊かな自然環境と調和した土地利用の誘導を行い、誘致エリアへの企業進出を促進し、安定した雇用が創出され、新しいひとの流れをつくり、町の地方創生、発展に大きく寄与することが期待されます。

この計画道路は、これらの拠点を有機的に結ぶ大動脈であり、関越自動車道の嵐山小川インターチェンジへとつながる県北幹線として重要な広域幹線道路となるものです。また、県西・県北地域の経済発展と更なる利便性向上のためにも、計画の実現は地域住民の願いでもあります。

つきましては、この計画道路は熊谷市、嵐山町、滑川町の1市2町にまたがる道路でありますので、関越自動車道嵐山小川インターチェンジから嵐山花見台工業団地、滑川町大字和泉を経由し、熊谷南部地区の新たな東西線の機能となる1市2町（熊谷市・嵐山町・滑川町）を連絡する広域幹線道路を早期に県道として整備を計画していただきたいと要望いたします。

○嵐山町

県道の歩道整備について

（1）一般県道ときがわ熊谷線について（新規要望）

主要地方道深谷嵐山線は、嵐山町を縦断する一般県道菅谷寄居線と同様に交通量の大変多い主要な道路です。

特に市街地においては、歩道整備も着手いただいているところもございますが、現在、狭小の歩道等もまだあり、ベビーカーや車いすが通れないような箇所もある状況です。

また、児童・生徒の通学路にもなっており、他の県道においても歩道整備に事業着手していただいているところではありますが、こちらの路線につきましても交通事故のないまちづくりを進めるため、円滑に通行できる歩道の整備を要望します。

(2) 一般県道菅谷寄居線について（再要望）

一般県道菅谷寄居線は、嵐山町の市街地から寄居町へと繋がる交通量が大変多い主要道路となっています。

特に当県道は、ホンダ寄居完成車工場の開業に伴い、通行が大変多くなっています。

また、児童・生徒の通学路となっている道路でもあり、町民から通学に大変危険であるとのご意見も出されています。

既に事業着手していただいておりますが、引き続き交通事故のないまちづくりを進めていくため、一般県道菅谷寄居線の危険箇所の歩道整備を要望いたします。

(3) 一般県道武蔵嵐山停車場線の歩道の再整備について（再要望）

一般県道武蔵嵐山停車場線は、県道深谷嵐山線から東武東上線の武蔵嵐山駅につながる県道で、嵐山町の中心的な道路です。

当該道路の歩道は、幅員が 1.2m となっていますが、実際通行できる幅員は 1m 程度と大変狭いとなっています。

県では歩道のない箇所の整備を優先して進めることであります、「歩行者の多い」と考えている当該区間において、ベビーカーや車いすを含めた多様な利用者が安全かつ円滑に通行できるよう歩道の整備を引き続き要望します。

○小川町

防災重点農業用ため池の防災工事について

令和 2 年度に防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法「ため池特措法」が制定され、町内でも 32 箇所の防災重点農業用ため池があり、順次、整備更新を実施していく予定でありますが、今後、事業を実施するに当たり、下記の事項について、特段のご配慮をお願いいたします。

(1) 防災重点農業用ため池の整備に係る予算については、安定的、計画的な事

業実施を行うためにも、引き続き十分な予算確保をお願いします。

- (2) 小川町の防災重点農業用ため池は、県営事業として実施していただくための基準を満たすため池が少なく、令和12年度末までに全ての防災工事を実施することは、とても厳しい状況にあることから、防災重点農業用ため池防災工事に特化した新たな県営事業メニューの創設をお願いします。
- (3) ため池の本体工事につきましては、手厚い補助により制度的には充実しておりますが、災害時における緊急放流などの際、下流域の水量が増えることで、ため池下流域の田畠及び家屋などへの被害リスクが高まると考えられ、これらのリスクに対する下流域の水路等整備についても県事業の創設をお願いします。

○川島町

廃校利活用に関する都市計画法等の規制の緩和について

人口減少及び少子化が急速に進む中で、児童生徒数の減少に伴う学校規模適正化のために、小学校の統廃合を進めてきました。統廃合を進めていく一方で、廃校の利活用方法についての検討も行う必要があり、当町において大きな課題となっております。

当町では、平成30年4月に小学校を統廃合し、6校から4校となりました。また、令和7年4月には更に統廃合を進め、小学校が4校から3校となり、町内で廃校が4校となりました。

廃校の利活用方法について、民間事業者からの提案を受けながら検討を進めてきましたが、廃校が立地する地域が全て市街化調整区域であり、利活用方法の検討にあたり、都市計画法及び建築基準法等の制限が大きく影響し、利活用が進んでいない状況です。

人口減少及び少子化とともに、公共施設の削減を図り、持続可能なまちづくりを目指していくために、廃校の利活用に関し、都市計画法等の規制緩和や特例措置等について、ご支援ご検討をいただきますよう要望いたします。

○吉見町

主要地方道鴻巣川島線の整備及び大里比企広域農道の県道格上げについて

主要地方道鴻巣川島線は、鴻巣市を起点として吉見町を経て川島町へ至る路線であり、南北交通の動脈として地域住民の生活に欠くことのできない重要な路線

であります。

本路線の整備状況につきましては、点在している歩道未整備区間の整備を年々進めていただいているところでございますが、大型トラックなどの交通量が増加している事や、カーブが連続し 見通しが非常に悪い状況であり、市街化区域内の住宅地や小学校が近接している事から、通学児童等の通行が非常に危険な状況であります。

このようなことから、通行者の安全安心を確保するため、早急な歩道整備及び未改良区間の整備について、特段の御配慮を賜りますよう要望いたします。

また、要望路線を含む埼玉県内の広域交通網の整備は目覚ましく、本県の交通の要衝としての 強みが飛躍的に拡大する一方で、吉見町で管理している大里比企広域農道においては、近接する市や町を繋ぐ広域的な幹線道路として、大型車両を中心とした交通量が格段に増加しており、本路線に架かる橋梁の安全性が危惧されることに加え、舗装などの修繕費用にかかる予算が増大化しており、道路の維持管理に大変苦慮しているところであります。

つきましては、近年大きく変化している交通量などの交通事情を鑑み、現状の交通量に即した 道路網への見直しとして、本路線の県道格上げについて重ねて要望いたします。

○鳩山町

一級河川鳩川の改修工事及び重郎橋付近における県道改良工事における予算確保について

一級河川鳩川の改修工事及び重郎橋を含む一般県道岩殿岩井線の改良工事については、国の一級河川越辺川改修事業に先行して実施していただいております。

今後の事業の進捗を確実に図るために、県・町の協力体制のみでなく、安定的な財源確保が不可欠となってきます。

厳しい財政状況の中ではありますが、地域住民の安心安全を早期に実現できますよう、引き続き本事業における令和8年度の予算の確保をしていただきますよう要望いたします。

○東秩父村

県道の整備及び維持管理について

主要地方道熊谷・小川・秩父線の東秩父村大字奥沢地内にて、「総I除) 災害防除工事(奥沢工区その2)」が令和6年度に完成後、大型車両の交互通行が円滑化

されることで、その手前にある曲線部での事故発生が懸念されます。

当該曲線部には信号機が設置されていますが、見通しが悪いうえに曲がりがきつい箇所であり、過去にも事故が発生し、半日程度通行不能になった経緯もあります。そのため、その区間の視距改良等による安全対策をお願いします。

また、一般道坂本・寄居線は、小中学校の通学路に指定されておりますが、歩道の未整備区間が多く、児童生徒の登下校や一般の通行において、路肩が狭く極めて危険な箇所があります。地域住民やPTA連合会からの要望も強く、歩道未設置区間の整備を要望します。

最後に、道路沿線にある立木について、倒木等により地域一体が停電となることがありましたので、倒木や枝の落下等の恐れのある立木の伐採をお願いします。さらに、通行に支障となる枝葉の対応も引き続き要望します。

【秩父郡】

○秩父郡町村会

秩父地域の幹線道路網の整備について

(1) 国道299号横瀬・秩父・小鹿野間のバイパス整備について

一般国道299号の渋滞解消と秩父地域基幹道路としての機能を高めるため、西関東連絡道路の整備の推進とともに、秩父市内長尾根トンネルや宮地横瀬線を含む「国道299号横瀬・秩父・小鹿野間のバイパス整備」を要望いたします。

(2) 主要地方道 長瀬玉淀自然公園線改築工事の早期完成について

秩父地域東側を縦断する主要地方道長瀬玉淀自然公園線は、一般国道140号皆野寄居バイパスから「皆野長瀬インターチェンジ」を乗降し秩父市、横瀬町方面へのアクセス道路として利用される路線です。順次整備をいただいているところではありますが、幅員が狭く歩道も未整備な状況があり、未整備区間においては、小中学校の通学路となっており、朝夕の通勤・通学時間帯では非常に危険な状況ですので早期全線改良を要望いたします。

(3) 主要地方道 皆野両神荒川線及び秩父児玉線の整備について

主要地方道皆野両神荒川線及び主要地方道秩父児玉線は「本庄児玉インターチェンジ」へのアクセスなど、秩父地域と県北部地域を結ぶ主要な幹線道路であるとともに、大型トラックの行きかう産業道路の役割を果たしています。

す。当路線については、未改良区間が点在するため、交通事故の多い大変危険な道路となっています。この様な状況をご賢察いただき、未改良区間の整備を併せて要望いたします。

(4) 長尾根バイパスの早期整備について

西関東連絡道路の着実な推進により、秩父地域へのアクセスが飛躍的に向上しました。

しかし、西秩父地域と秩父市街地、横瀬方面への往来は長尾根丘陵を大きく迂回する必要があります。

埼玉県では、県政運営の基礎となる「埼玉県 5 か年計画～日本一暮らしやすい埼玉へ～」を策定し、秩父地域への取り組みとして、幹線道路のミッシングリンク解消や、企業立地などを促進する幹線道路の整備など、持続可能な成長を図る施策があげられており、秩父地域のポテンシャルもさらに高まると期待しております。

つきましては、秩父市街地と西秩父地域との連携を強化する一般国道 140 号長尾根バイパスと、長尾根バイパスへのアクセスを強化する一般国道 299 号小鹿野千束バイパスについて、西秩父地域との利便性が高められるよう、早期に整備していただきますよう引き続き要望いたします。

(5) 長瀬本庄間における緊急輸送経路の整備について

秩父地域の地形の大半は山地となっており、他地域へ抜ける道路も限られているので国道 140 号や主要県道は、通勤時間帯や観光シーズンなどに、たびたび交通渋滞を引き起こしています。

また、秩父地域と他地域をつなぐ緊急輸送道路は国道 140 号と国道 299 号のみとなっており、今後、近年各地で数多く発生している風水害等による自然災害が発生した場合に、現在の交通体系では被災者等の輸送に支障をきたすことも考えられます。

県道長瀬児玉線は、秩父地域と本庄地域のアクセス道として、観光シーズンや日曜祭日等には、多くの観光客に利用されており、また、地域住民の生活道としても非常に利用度の高い道路であります。しかしながら、間瀬峠付近は、カーブが続き、急勾配で通過するのに時間も要するため、緊急時の輸送道路には適していない状況です。

については、特に秩父地域の緊急輸送道路確保の観点から、県道長瀬児玉線

の間瀬崎部分が早期にトンネル化されることを要望します。

○横瀬町

国・県道の歩道整備の推進について

一般国道 299 号と主要地方道熊谷小川秩父線は、町民の生活に密接した道路であるとともに、小中学校の通学路に指定された重要な路線あります。この 2 路線は大型車両の通行が多く、加えて観光交流人口の増加に伴い交通量が増加する一方で、”歩道の未整備区間や歩道幅員が狭い箇所”が存在し、登下校する児童・生徒を含む歩行者などが危険な状況となっております。現在、歩道整備等進めていただいておりますが、”日本一歩きたくなる町”を目指している当町の安全で安心な道路環境を確保するため更なる事業の推進をお願いいたします。

○皆野町

一級河川荒川護岸整備及び地すべり対策の促進について

皆野町を南北に流れる一級河川の護岸につきましては、順次整備いただいておりますが、まだ未整備箇所が相当あります。

右岸の過去に崩落防止の法枠工事を施工いただいた箇所につきましては安定しており、また、皆野地すべり防止区域は、地すべり対策を施工いただき、法枠工事施工箇所と同様に安定しております。

しかしながら、他の箇所につきましては、大雨による増水でさらに浸食が進むと、住宅地が崩落する災害発生が懸念されております。

右岸では、皆野橋上流にある町営住宅付近は河岸の高さが非常に低く、また、皆野橋下流から栗谷瀬橋上流まで、さらに皆野中学校グラウンド下流付近は、河岸が浸食され高く切り立った崖状になっております。

左岸では、赤平川との合流部下流付近につきましても、河岸の高さが非常に低く、増水による浸食が懸念されております。さらに、秩父広域市町村圏組合の施設である渓流園上流の滝の沢付近から日野沢川との合流部までは、右岸と対照的に河岸の高さが低く、平成 11 年 8 月の大暴雨及び平成 19 年 9 月の台風 9 号、令和元年 10 月の台風 19 号により、床下浸水等の被害が発生しています。

このような状況をご賢察いただき、住民が安心して生活できるよう早急な護岸整備及び地すべり対策の実施を要望いたします。

○長瀬町

補助率に応じた予算確保、予算配分について

長瀬町では、緊急車両が通行できないような狭い道路解消のための道路拡幅工事、幹線道路や通学路で発生している危険箇所解消に向けた工事、過去に大規模盛土を行った宅地での耐震診断、令和7年度から着手し始めた地籍調査事業など、国、県の方針に沿った事業を推進しているところでございます。

しかしながら、事業推進にあたり予算規模の点から、社会資本整備総合交付金などの国庫補助、地籍調査事業費県補助金など、国、県からの補助金に頼らざるを得ない状況となっておりますが、交付率が年々下がりつつあり、工事規模の縮小や工事計画の後ろ倒しなど、事業の推進に苦慮しております。

つきましては、円滑な事業推進のため、補助率に応じた予算確保、予算配分がなされるよう要望いたします。

○小鹿野町

国道・県道の整備について

(1) 小鹿野千束バイパスの早期整備について

埼玉県が令和4年に新規事業化した「西関東連絡道路一般国道140号長尾根バイパス」に対し、町側からの利便性がさらに高められるよう、一般国道299号千束峠区間を事業区間とする「小鹿野千束バイパス」の整備について、埼玉県では測量や設計など事業に着手され、ご尽力をいただいているところでございますが、当該事業箇所はカーブが連續し、急峻な峠道でありますながらも、町の主要な幹線道路の玄関口であります。冬季には路面凍結が発生し、降雪時には通行止めになることもあります。地域住民の生活に多大な影響を及ぼしています。このため、町の悲願とも言える千束峠の不便解消の道路整備でもある「小鹿野千束バイパス」を早期に実現していただきますよう、引き続き要望いたします。

(2) 県道小鹿野影森停車場線の歩道整備について

県道小鹿野影森停車場線は、従来から日常生活の利便性や人と物の交流による経済活動の路線のほか、国道299号の迂回路となる重要な道路であり、秩父市と小鹿野町を結ぶ道路として欠くことのできない重要路線です。

しかしながら、津谷木地区、三島地区においては未だ歩道が整備されてお

らず、一部の箇所では道路幅員も十分確保されていません。

また、令和7年4月小学校が統合され、その周辺道路の安全対策も必要不可欠ですが、通学路である三島地区の区間では、歩道が無く大変危険な状況となっております。

つきましては、児童生徒の通学や歩行者等の安全確保のため、早期に歩道整備を要望いたします。

(3) 主要地方道皆野両神荒川線の交差点改良と秩父市荒川贊川工区の早期整備について

主要地方道皆野両神荒川線と、県道両神小鹿野線との交差点から、美女ヶ平橋の区間は幅員も充分確保されているとは言えず、歩道もなく大型車両の通行も非常に多いため、徒步や自転車での通行に際し、大変危険を伴う状況にあります。また、交差点付近は変則的な形状で幅員も狭いうえ見通しも悪く、交通事故も度々発生している状況にあります。つきましては、歩道の設置と交差点改良を要望いたします。

また、主要地方道皆野両神荒川線については、皆野町の国道140号から、秩父市荒川の国道140号を結ぶ幹線道路であり、秩父地域の産業・観光の活性化を図る路線として重要な路線です。小鹿野町としても、本路線が国道140号、西関東連絡道路の迂回路になることや、西秩父地域の観光回遊ルートとしても重要な路線となります。つきましては、主要地方道皆野両神荒川線、秩父市荒川贊川工区の早期整備についても併せて要望いたします。

(4) 県道下小鹿野吉田線歩道整備について

県道下小鹿野吉田線の下小鹿野地内一部地域では、乗用車・大型車の通行量も多く、時間帯によっては歩行者、自転車等の通行も目立ちますが、歩道の整備がされていないため危険な状態が長年続いております。つきましては、歩道の整備を要望いたします。

【児玉郡】

○児玉郡町村会

国道254号（藤武橋）と国道462号（神流橋）の間に橋梁とバイパス道路を整備し、県北部と群馬県南部との広域的な機能強化と慢性的渋滞の解消について

児玉郡と群馬県を結ぶ国道254号藤武橋は、慢性的な渋滞を抱え、通勤通学、経済活動はもとより緊急車両等の通行にも多大な支障を及ぼしております。

近年では関越自動車道の渋滞、上信越自動車道の合流渋滞を回避する迂回路として利用されるほか、上里スマートインターチェンジの供用開始に伴うその周辺の工業団地の操業開始、上越新幹線本庄早稲田駅の周辺開発など、更なる交通量の増加と渋滞発生が見られます。

平成26年6月に近代産業遺産として日本初となる「富岡製糸場と絹産業遺産群」の世界文化遺産に登録されたことによって、観光による交通量の増加もございます。

また、医療分野においても児玉郡は、現在でも群馬県側の医療機関への依存が高く、群馬県との救急医療情報システムの相互利用を行っており、両県を結ぶ円滑でリダンダンシーのある道路交通網の整備が不可欠となっております。

しかしながら、国道254号を始めとする現在の道路交通網ではこのような高まる交通需要への対応が難しいこと、大地震等による落橋や関越自動車道の被災等により交通網が遮断され、物流が滞ることによって沿線地域にもたらされる影響が大きいことから、広域的機能強化を図るバイパス道路を国道254号（藤武橋）と国道462号（神流橋）の間に整備する必要があります。

つきましては、児玉郡はもとより県北部と群馬県南部の経済、観光、交通安全、医療など社会活動の更なる発展と連携を促す神流川への新橋とバイパス道路の整備を要望します。

○美里町

林道陣見山線の整備について

林道陣見山線、陣見山山頂付近の森林整備に関する取り組みとして、令和6年度から2年間にわたり「とだ・みさと交流の森」としてカエデの植樹を行う計画が進行中です。このプロジェクトは、姉妹都市である戸田市との協力のもと、森林の保全や地球温暖化対策を推進し、さらに森林を活用した自然体験を通じた環境教育や文化的・観光交流事業を実施することを目的としています。

具体的には、令和6年度には1.5ヘクタールの面積に4,600本のカエデを植樹しました。令和7年度には4ヘクタールに7,200本のカエデを植樹する予定であり、どちらの年度も戸田市民が参加する植樹イベントを開催し、埼玉県中央部森林組合の指導による植樹、埼玉県寄居林業事務所による青空教室など関係者に協力いただき、森林を活用した自然体験を伴う環境教育や文化的・観光交流事業を

実施します。

また、山頂付近で森林整備として樹木伐採を行った結果、関東平野が一望できる美しい景色が広がりました。町では観光客の増加を見込んでおり、山頂付近へのハイキング道の整備を行い、見晴らし台などの設置も計画しています。

そして、近年の自転車ブームにより、林道陣見山線はサイクリングコースとしても人気が高く、多くの方々が山頂で休憩を取る姿が見受けられます。

しかしながら、現在の林道陣見山線は舗装されていますが、一部では隆起や沈下、落石、周辺樹木の繁茂によって見通しが悪くなっています。また、落ち葉などによって道幅が狭くなっているため、定期的なパトロールや部分的な修繕を行っていますが、今後さらなる来訪者が増えることが予想されるため、大規模な修繕を行い、安全安心に通行できるよう整備を要望します。

○神川町

町内の国県道の整備促進と適正な管理及び体制について

町内の国県道は、歩道未整備、歯抜け区間が多くあり、高齢者や通学する生徒、児童、更には当町が有する上武自然公園や金鑽大師、御嶽の鏡岩などを訪れる観光客など歩行者の安全確保が十分では無い状況にあり、交通安全の観点からも早急な歩道整備が必要あります。

また、中山間部の県道は狭隘で見通しも悪い未改良区間が残っており、幹線道路としては脆弱で近年多発する豪雨や平成26年2月の豪雪などにより交通が途絶すると矢納地区は孤立集落と化し、群馬県側の国道からのアクセスに頼らざるを得ない状況です。

しかし、群馬県側は全国有数の地すべり地区であり、雨量規制のある道路となっているため、同地区へ安全にアクセスする道路は皆無の状況であることから生活道路としての利用や防災活動、観光等の経済活動において大きな課題となっております。

このように当町における国県道は十分な整備状態では無いことから町民及び利用者の安全、安心を確保するため、次の事項について、早急に整備や体制づくり等を強く要望します。

1. 国道462号

○線形変更による歩道整備要望

《大字二ノ宮地内、金鑽大師付近のバイパス整備及び上里鬼石線交差点ま

での歩道未整備区間の早期整備》

2. 県道上里鬼石線

○歩道整備要望

《大字新宿地内（新宿交差点）から上里町境までの未整備、歯抜け区間及びマウントアップ歩道のフラット化による交通安全対策》

3. 県道矢納浄法寺線

○道路改築要望

《大字上阿久原地内（住居野地区）から県道吉田太田部譲原線までの未改良区間（特に狭あい区間）の早期着工、早期完成》

4. 県道吉田太田部譲原線

○落石等の防災対策

○側溝改良（開渠から蓋つき側溝への改良）

《路線全体》

5. 町内国道・県道各路線

○交差点改良要望

《町内国県道には交差点は未改良の交差点が多く存在しており、歩行者の安全確保が十分でない状況にあり、交通安全の観点からも早急な交差点改良》

6. 長大橋の修繕等における財政支援（町道1-20号線）

本路線は群馬県側の金比羅橋を起点とし、県道吉田太田部譲原線までの延長382.4mの町道で、長大橋を有していることから町では財政面や技術面などから維持管理に苦慮している状況であります。

当地域では埼玉県と群馬県を結ぶ数少ない路線であり、埼玉、群馬両県の防災上重要な路線となっていることから県からの財政支援を要望します。

○上里町

県道の改築事業、交通安全対策事業の推進について

【県道上里鬼石線：道路改築】

県道上里鬼石線は国道17号と児玉工業団地を南北に結ぶ重要な幹線道路です。国により国道17号本庄道路の整備が進められており、本庄道路のアクセス道路となる県道上里鬼石線の延伸につきましても、県により事業が進められているところです。県道上里鬼石線の延伸によって、本庄道路と児玉工業団地が結ばれ、企業立地や町内産業活動の活性化など、ストック効果も大いに期待され

るところです。

県におきましては、用地買収及び工事が進められておりますが、引き続き、事業の推進をお願い致します。

【県道勅使河原本庄線：歩道整備（神保原町一丁目から四丁目まで）】

県道勅使河原本庄線の神保原一丁目交差点から四丁目の楠森橋までの区間は神保原小学校や上里北中学校の通学路となっております。

当該箇所は部分的にガードレールなどにより暫定的な歩行空間が確保されている箇所もありますが、このような措置がなされていない危険な箇所が存在しております。

県によるグリーンベルト設置により安全性は向上しましたが、十分な歩行空間が確保できるよう歩道整備の推進をお願い致します。

【県道神保原停車場線：道路改築】

県道神保原停車場線は、JR 神保原駅と国道17号を結ぶ536mの道路です。本路線は、通学路となっていますが、幅員が非常に狭小で歩道も未整備であり、クランクの交差点もあるなど、安全性の確保が大きな課題となっています。一方、上里町では「神保原駅北まちづくり」として、コンパクトで持続可能なまちづくりを推進しており、令和3年度にまちづくり基本構想を策定し、令和4年度は、まちづくり基本計画を策定しました。この神保原駅北まちづくりの中でも県道神保原停車場線は駅前通りとして非常に重要な路線となっております。

県におきましては、まちづくりと一体となった本路線の整備に向けた取り組みをお願い致します。

【大里郡】

○寄居町

県道広木折原線の早期完成について

県道広木折原線は、美里町内の一般国道254号と寄居町内的一般国道140号皆野寄居バイパス（西関東連絡道）を結ぶ重要な路線であり、整備を図ることによって沿線の美里町、寄居町はもとより、秩父地域を含めた県北地域全体の発展に大きく寄与するものと期待されています。

また、地元住民や利用者からも早期の整備が強く求められていることから、美

里町、寄居町において整備促進期成同盟会を設け、協力して整備促進を図っております。

本路線は、県関係部局のご尽力により、全延長 8.7 キロメートルの内、これまでに 6.7 キロメートルが改良済となり、着実な事業進捗をいただいております。

しかしながら、円良田湖周辺の 2.0 キロメートルの未整備区間が特に狭隘かつ屈曲しているため、大型車の通り抜けが非常に厳しく、安全性の面からも事業効果が完全に発現されていない状況となっています。

当該箇所については、昨年度も熊谷県土整備事務所主催の地元説明会が開催され、事業進捗に大きな期待が寄せられております。

また、円良田湖は、鐘撞堂山と大槻峠の南陵に囲まれた谷間に有り、自然環境が素晴らしい、春は新緑と秋の紅葉など、ハイキングコースとして人気があり、町としても重要な観光資源と認識しております。

一方で、現状の幅員では自動車の離合に支障があり、かつその状況でハイカーが歩行する危険な状況が生じていることから、早期の完成が求められています。

本路線の担う役割を鑑み、早期の全線完成に向け、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

【南埼玉郡・北葛飾郡】

○宮代町

主要地方道春日部久喜線のバイパス整備促進について

都市計画道路春日部久喜線は、町を南北に縦断する重要な幹線道路に位置付けられるとともに、主要地方道春日部久喜線のバイパス的意味合いのある路線です。

当該路線については、中央地区及び姫宮地区において整備着手しており、部分的に整備が完了し、既に一部を供用開始しています。中央地区においては、一級河川姫宮落川に架かる「宮代大橋」を平成 12 年に新設し、平成 29 年度には町の中心部から北側 1,200 m 区間の予備設計を実施しております。

また、当該路線については、春日部市の北春日部地区で実施されている土地区画整理事業に合わせて、北春日部方面への延伸も計画しており、令和 6 年 4 月に都市計画事業の認可を受けたことから、春日部市と協議・調整を行いつつ、道路用地の取得に着手いたします。

要望路線は、路線延長が約 6 km と長く、人員的にも財政的にも町事業で実施することが非常に厳しい状況です。

このようなことから、当該道路の整備につきましては、県事業として実施いた

だきますよう要望いたします。

○杉戸町

県道における歩道整備及び交差点改良について

県道（さいたま幸手線・下高野杉戸線・次木杉戸線）の歩道未整備部分につきましては、順次整備を進めていただいておりますが、児童・生徒の通学路となっている部分もあります。歩行者の安全確保のため、連続的な歩道整備の促進を要望いたします。

また、次木杉戸線では、国道4号に接続する清地交差点及び県道松伏春日部関宿線に接続する椿交差点、境杉戸線では、国道4号に接続する境県道入口交差点において、国道や県道への右折の需要が高く、特に朝夕を中心に右折待ちの車両による渋滞が発生し、強引に右折をする運転も散見されております。

当交差点の周辺には公共施設や商業施設もあることから、歩行者の安全や円滑な通行を確保するため、右折帯の設置を含めた交差点改良を要望いたします。

○松伏町

都市計画道路浦和野田線の整備促進について

都市計画道路浦和野田線（主要地方道越谷野田線バイパス）は一般国道463号バイパスに接続する路線として、埼玉県南部地域の東西交通の円滑化に大きく寄与しています。

しかしながら、越谷市（一般国道4号）以東から松伏町（千葉県境）までの区間は部分的な整備に止まっています。このため、両県の交通が集中する松伏町東側の野田橋付近では激しい交通渋滞が発生し、物流が停滞するなどの経済的損失が生じることはもちろん、生活道路に渋滞を避ける車が侵入するなど住民生活にも影響が生じています。

松伏町内で浦和野田線と交差する国道4号東埼玉道路の一般部については、国土交通省北首都国道事務所により令和7年6月1日に松伏町田島までの区間が開通しました。また、自動車専用部についても松伏町田島まで事業化がなされ、調査設計や用地買収が行われております。この東埼玉道路に結節する浦和野田線の整備促進が県東南部の住民生活や企業活動の生産性の向上に大きく寄与することが期待されています。そのためにも（仮称）新寿橋の整備に伴う越谷松伏区間の早期開通が望まれるところであり、依然として浦和野田線の整備促進は喫緊の課題であると考えております。

浦和野田線と東埼玉道路の開通後は町へのアクセス性が大幅に向ふることから、「松伏田島産業団地」約18haの整備を県企業局と連携して推進したこと、3社の企業が進出しており、改めて浦和野田線の重要性が確認されたところです。

つきましては、このような諸事情をご高察の上、特段のご配慮を賜りますよう要望いたします。

